

# 議 会 全 員 協 議 会 次 第

日 時 令和8年1月19日(月) 本会議終了後  
場 所 清川村庁舎3階 第2・3会議室

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 案 件

- (1) 清川村犯罪被害者等支援条例の制定について(総務課)
- (2) 宮ヶ瀬湖フィッシング利用実現可能性等調査について(政策推進課)
- (3) こども誰でも通園制度について(子育て健康福祉課)
- (4) 清川村幼保小中一貫校施設整備基本計画の策定について(学校教育課)
- (5) 宮ヶ瀬中学校の休校について(学校教育課)
- (6) 学校給食センターの運営について(学校教育課)
- (7) その他

## 4 閉 会

# 議会全員協議会資料

## 清川村犯罪被害者等支援条例の制定について

令和8年1月19日（月）

総務課

# 清川村犯罪被害者等支援条例（案）の制定について

## 1 条例制定の背景

犯罪被害者等は、命を奪われ家族を失い、障害を負わされ、財産を奪われるという目に見える被害（一次被害）に加え、理解や配慮に欠ける、言動や対応、プライバシー侵害、誹謗中傷などによって、精神的な苦痛や体の不調等の被害（二次被害）にも苦しめられます。

犯罪被害者等を支える社会の構築には、行政だけでなく、村民や事業者等を含めた社会全体としての取組が不可欠であり、村民の理解の下、地域全体で共通認識を持ちながら、犯罪被害者等を支える地域社会づくりを推進することが重要です。

このため、本村としての支援を行う目的や基本理念、施策、行政・村民・事業者等の責務などを明確化することで、犯罪被害者等支援に係る村民の理解を深めるとともに、社会全体で犯罪被害者等を支える地域づくりを推進するため、清川村犯罪被害者等支援条例を制定しようとするものです。

## 2 制定内容

### 1 目的（第1条関係）

犯罪被害者等基本法の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって村民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とするものです。

### 2 定義（第2条関係）

この条例における用語の定義を定めるものです。

### 3 基本理念（第3条関係）

犯罪被害者等への支援は、個人としての尊厳を重んじ、それぞれの置かれている状況や事情に応じた必要な支援が途切れることなく提供されるよう、適切に行われることを基本理念とするものです。

### 4 村、村民等及び事業者の責務（第4条～第6条関係）

村は、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定及び実施する責務を有し、その施策を実施するにあたっては、関係する機関や団体と相互に連携を図ることとし、村民等及び事業者は、犯罪被害者等が

置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じないよう配慮し、村が実施する支援に協力するよう努めることを責務とするものです。

#### 5 施策（第7条～第12条関係）

基本理念を念頭に、目的を達成するために、次のとおり必要な施策を行うこととするものです。

- (1) 村は、犯罪等に起因する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等の連絡調整を行うとともに、支援を総合的に行う窓口を設置すること
- (2) 犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、見舞金等の支給をはじめ、法律相談、家事や子育て等に要する費用の助成、心理相談、転居に要する費用の助成などの必要な支援を行うこと
- (3) 関係機関等との連携をはじめ、人材育成、啓発活動等を行うこと

#### 6 支援の制限（第13条関係）

犯罪被害者等の支援を行うことが適切でないと認められる場合は、支援を行わないことができることとするものです。

#### 7 意見等の反映（第14条関係）

犯罪被害者等及び関係機関等からの意見や要望等を把握し、施策に反映させるよう努めることとするものです。

#### 8 委任（第15条関係）

1～7に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めるものです。

#### 9 施行期日（附則関係）

令和8年4月1日

### 3 スケジュール

令和8年1月～2月	パブリックコメント実施
令和8年3月	議会3月定例会へ条例案を上程、公布
令和8年4月1日	条例施行

## 清川村犯罪被害者等支援条例 (案)

### (目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援について基本理念を定め、並びに村、村民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、当該支援のための施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって村民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者で村内に住所を有するもの及びその家族又は遺族その他これらの者に準ずると村長が認めるものをいう。
- (3) 村民等 村内に住所を有する者、村内に居住する者、村内に勤務する者、村内に在学する者又は村内において活動を行う者をいう。
- (4) 事業者 村内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (6) 関係機関等 国、他の地方公共団体、警察、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (7) 二次被害 犯罪等による直接的な害を被った後に、犯罪被害者等の置かれている状況についての無理解による言動、配慮に欠ける対応、誹謗中傷等によって犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害その他の被害をいう。
- (8) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。

### (基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、配慮して行われるものとする。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、村、関係機関等、村民及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進するとともに、犯罪被害者等が再び安心して暮らすことができるよう、途切れることなく行われるものとする。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は日常生活を害することのないよう、二次被害及び再被害の防止について配慮して行われるものとする。

### (村の責務)

第4条 村は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等

との役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施するものとする。

(村民等の責務)

第5条 村民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するものとする。

2 村民等は、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように努めるとともに、村がこの条例に基づき実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するよう努めるとともに、村及び関係機関等が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等の就労及び勤務について十分に配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 村は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 村は、この条例に規定する支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(日常生活等の支援)

第8条 村は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 犯罪等の被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金の支給その他必要な支援を行うこと。
- (2) 犯罪等の被害により法律上の問題に直面している犯罪被害者等に対し、法律相談の実施その他必要な支援を行うこと。
- (3) 犯罪等の被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に対し、家事、子育て等に要する費用の助成その他必要な支援を行うこと。
- (4) 犯罪等により精神的な苦痛を受けた犯罪被害者等に対し、心理相談の実施その他必要な支援を行うこと。
- (5) 犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、転居に要する費用の助成その他必要な支援を行うこと。
- (6) 犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を促進するための措置その他必要な支援を行うこと。

(村内に住所を有しない犯罪被害者等への支援)

第9条 村は、村内に住所を有しない者が村内で発生した犯罪等により害を被ったときは、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、第7条第1項に規定する支援を行うものとする。

(人材の育成等)

第10条 村は、犯罪被害者等の支援の充実に図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修の実施その他必要な取組を行うものとする。

(民間支援団体への支援)

第11条 村は、犯罪被害者等の支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、当該活動の促進を図るために必要な情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(村民等への啓発活動等)

第12条 村は、犯罪被害者等が地域社会で孤立しないようにするため、犯罪被害者等が置かれている状況並びに二次被害及び再被害の防止の重要性について、村民等及び事業者の理解を深めるよう、啓発活動その他必要な取組を行うものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第13条 村は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でない認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(意見等の反映)

第14条 村は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等及び関係機関等から意見、要望等を把握し、施策に反映させるよう努めるものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。

送付先

清川村総務課安全防災交通係 清水 行  
電 話 046-288-1212  
F A X 046-288-1767  
Eメール soumu@town.kiyokawa.kanagawa.jp

清川村犯罪被害者等支援条例（案）の制定に対する  
意見提出用紙

お名前

項 目	
(ご意見・ご質問の内容)	

項 目	
(ご意見・ご質問の内容)	

※ 恐れ入りますが令和8年2月13日（金）までにご提出ください。

# 議会全員協議会資料

## 宮ヶ瀬湖フィッシング利用 実現可能性等調査について

令和8年1月19日（月）

政策推進課

# 今後の課題と方向性

## 今後の課題

### 生息環境の適否

- ✓ 放流により、継続的に釣果があがるほどワカサギが生息できるのか

### 集客や採算性の確保

- ✓ 調査結果は机上のものであり、実際に集客や採算性が確保できるのか

### 地域活性化の推進

- ✓ 地元からは釣りだけではなく、地域の周辺施設と連携した地域活性化策が求められている

上記課題を解決するため、まずは運営主体による実証が必要  
 運営主体としては、宮ヶ瀬湖周辺地域活性化の役割を担うDMOである宮ヶ瀬財団が望ましい

## 検討の方向性

- ✓ 県、地元市町村及び財団が、鳥居原園地発着ワカサギドーム船で、採算性、運営体制、安全面、環境面等の課題解消のための実証事業を実施
- ✓ 釣りだけでなく、宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化につながる方策も実証事業と並行して実施
- ✓ 国交付金の活用（活用不可の場合、事業縮小等の見直しを検討）
- ✓ ローボートの導入及び他魚種は実証後の検討課題とする



# ロードマップ

令和9年度～

5者（県、市町村、財団）がともに、採算性、運営体制、安全面、環境面等の課題解消のための**実証事業**や地域活性化事業を行う ※令和8年度は実証事業の事前準備

令和11年度～

宮ヶ瀬ダム周辺振興財団による**自走化**を目指す

※実証の結果、採算性・運営体制・安全面・環境面等の課題を解消できなければ、撤退の可能性もあり

## 環境に最大限配慮した釣り場及び地域活性化策の持続可能な実現

効果  
①



女性や子供を含めた幅広い層の**来訪者の増加**

効果  
②



周辺の観光資源との連動による**域内消費喚起**

# 宮ヶ瀬湖フィッシング利用 実現可能性等調査に係る説明会 開催のお知らせ

宮ヶ瀬湖周辺地域のより一層の観光振興に向け、宮ヶ瀬湖の湖面利用におけるフィッシングの実現及び地域活性化の方策の検討について、国、神奈川県、相模原市、愛川町及び清川村で令和3年度から取り組みを進めています。

つきましては、これまでの調査結果などをふまえた今後の事業の方向性を周辺にお住まいの皆様にご報告し、また、ご意見などをいただきたく、次のとおり説明会を開催します。ご近所お誘い合わせのうえ、ぜひご参加ください。

日 時	令和8年1月30日（金）午後7時から
場 所	宮ヶ瀬地区住民センター
内 容	令和6・7年度で実施しています宮ヶ瀬湖フィッシング利用実現可能性等調査の結果をふまえた今後の事業の方向性の報告及び意見交換を実施します。

問い合わせ ○清川村政策推進課政策推進係 電話 288-1213  
○公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団  
企画振興課 電話 288-3434

# 議会全員協議会資料

## こども誰でも通園制度について

令和8年1月19日（月）

子育て健康福祉課

# こども誰でも通園制度について

## 1 概要

子ども・子育て支援法等の一部改正により、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が創設され、令和8年4月からすべての自治体で実施することとなります。村では、令和7年度中に関係条例の制定、事業の認可・確認等を行い、令和8年度から実施することを予定しています。

## 2 実施目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とします。

## 3 制度内容

村は国の基準に準じて制度を実施しますが、詳細は次のとおりです。

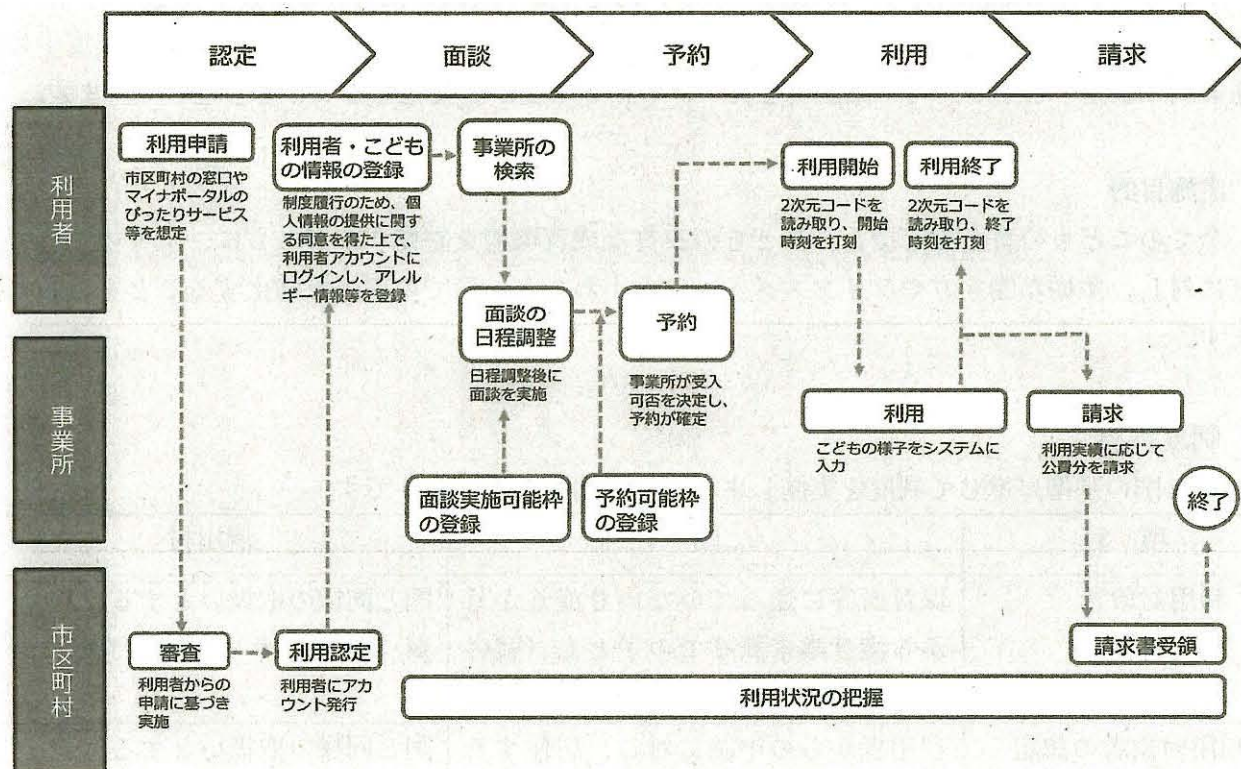
項目	国	清川村
1 利用対象者	保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満までの子ども（就労状況は問わない）	国と同様の取扱いとする ※ 2歳児クラスで実施予定
2 利用対象者の認定	利用者からの申請に対し、居住する市町村が認定	国と同様の取扱いとする
3 利用時間	子ども一人あたり月10時間を上限	国と同様の取扱いとする
4 実施施設	乳児等通園支援事業の認可を受けた保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園、認可外保育施設等	国と同様の取扱いとする ※ あおぞら保育園で実施予定
5 実施方法	一般型事業又は余裕活用型事業	国と同様の取扱いとする ※ 余裕活用型事業で実施予定
6 設備基準	設備運営基準第21条又は第25条に定める基準に基づき、各市町村で定める条例を遵守する	国が定める基準に基づき条例を制定する
7 人員配置基準	設備運営基準第22条又は第25条に定める基準に基づき、各市町村で定める条例を遵守する	国が定める基準に基づき条例を制定する
8 単価	令和8年度 単価（子ども一人1時間あたり） 0歳児 1,700円 1歳児 2歳児 1,400円	国が公布する公定価格による
9 保護者負担（利用料）	子ども一人1時間あたり300円程度を標準とし、各事業所で設定できる	国が示す基準に準じる

## 4 利用方法

制度を利用する場合は、子育て健康福祉課で申請を行い、認定を受けることで利用することが可能になります。

○ こども誰でも通園制度利用の流れのイメージ

※ こども家庭庁作成イメージ図



## 5 実施スケジュール

現在、国において検討が進められている状況ですので、国の動向を注視しながら、令和8年度の本格実施に向け準備を進めていきます。

- 令和8年 2月
  - ・子ども・子育て会議において説明
  - ・事業の認可・確認に係る事務
  - ・事業の周知
- 3月
  - ・(仮称) 清川村家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定【認可基準条例】
  - ・(仮称) 清川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業又は特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定【確認基準条例】
- 4月
  - ・事業開始

以上

# 議会全員協議会資料

## 清川村幼保小中一貫校 施設整備基本計画の策 定について

令和8年1月19日（月）

学校教育課

(案)

令和7年度清川村幼保小中一貫校  
施設整備基本計画

令和8年 月

清川村教育委員会

## はじめに

本村では学校施設の老朽化、少子化が進む中、今後の学校規模の適正化や充実した教育環境の整備を図るため、平成30年12月から幼稚園・小学校・中学校の保護者で構成する「学校のあり方研究会」で学校の将来像を検討していただき、令和元年8月に「学校のあり方検討会」を立ち上げ、保護者やPTA、地域の代表、学識経験者等多くの皆様からご意見を賜り「同一施設の幼・小・中の一貫校を新設するのが望ましい」という提言を受け、令和2年7月の総合教育会議において「清川にひとつの、清川らしい幼稚園・小学校・中学校が一体となった新しい一貫校をつくりあげる」という方針が決定されました。その後、令和3年には「幼・小・中一貫校施設整備検討委員会」を組織し協議を開始、同時にソフト面の「幼・小・中一貫校教育推進部会」において施設整備や教育目標・教育課程等の提案を園、各校からいただきまとめました。令和4年度には「一貫校建設用地選定検討委員会」を庁内に組織し建設候補地を選定いたしました。令和5年度には幼・小・中一貫校基本構想(案)についてパブリックコメントを実施し、同年「幼・小・中一貫校施設整備基本構想」を策定し「幼・保・小・中一貫校施設整備基本計画」策定の検討委員会を全4回にわたり実施するとともに、同時進行で建設に係る測量や用地調査も進めてまいりました。また、住民懇談会や検討委員会の中で、保育園はどういう扱いになるのかというご意見が多く聞かれ、村の子どもが小学校で一緒に活動することを考慮し、保育園・幼稚園の同一施設という方向性で検討することになりました。これからの時代にふさわしい教育を推進して子どもたちのためにより良い教育環境の整備が必要であると判断しています。

基本計画では、神奈川県内の木材利用と村内の森林・林業を活用して、子どもたちに優しい温かみのある木造校舎を整備することを目標に、「子どもファースト」のコンセプトのもと、この報告書をまとめることができました。今後は、パブリックコメント等を経て、住民の皆様のご意見をいただきながら適正な事業推進ができますようご協力を賜ればと考えております。

本計画の策定にあたり、様々な視点から貴重なご意見、ご提言をいただいた検討委員会委員の皆様をはじめ関係された皆様に心から感謝を申し上げます。

令和8年 月

清川村教育委員会教育長

山田 一夫

—目次—

**1. 前提条件の整理**

1) 計画策定の目的と内容	3
2) 前提条件の整理	4
3) 計画条件の整理	20

**2. 基本計画の検討**

1) 基本理念と目標	25
2) 導入機能	26
3) 主要施設規模の検討	30
4) 施設配置の検討	31
5) 施設配置の方針	36
6) 施設整備の方針	40
7) 概算事業費の検討	46
8) 施設整備費に係る財源構成の想定	49
9) 清川らしさ、木造・木質化の学校づくり	51
10) 計画の見直しについて	52

**3. 今後の進め方と課題**

1) 一貫校建設に向けたスケジュール	53
2) 実務者選定について	55
3) 計画の実現に向けて	58

**<資料編>**

1) 策定の経緯	60
2) 委員会名簿	61

## 1. 前提条件の整理

### 1) 計画策定の目的と内容

#### (1) 策定の目的

令和元年8月に立ち上げられた「学校のあり方検討会」がまとめた「同一施設の幼・小・中の一貫校を新設するのが望ましい」という提言を受け、令和2年7月の総合教育会議において「清川にひとつの、清川らしい幼稚園・小学校・中学校が一体となった新しい一貫校をつくりあげる」という方針が決定されました。

それらを基に令和5年に策定された「清川村幼稚園・小学校・中学校一貫校施設整備基本構想」に基づき、学校規模の適正化や充実した教育環境の整備を図るとともに、幼小中に保育園を加えて、保育（保育園）と就学前教育（幼稚園）での保育教育成果を小学校教育へ引き継ぐ一貫性を持たせた体系的な教育方式を実行し、これからの時代にふさわしい教育を推進していくため、現在村内にある保育園・幼稚園・小学校・中学校を再編して、幼・保・小・中一貫校の整備に寄与する基本計画を策定します。

※保育園は、これまでの幼小中一貫校と連携していくという位置づけから、令和6年度からは幼保小中一貫校として一緒に整備していくと方針決定を行いました。

#### (2) 計画の構成

本基本計画は次の各項目より構成します。

1. 前提条件の整理	2. 基本計画の検討	3. 今後の進め方と課題
1) 計画策定の目的と内容	1) 基本理念と目標	1) 一貫校建設に向けたスケジュール
2) 前提条件の整理	2) 導入機能	2) 実務者選定について
3) 計画条件の整理	3) 主要施設規模の検討	3) 計画の実現に向けて
	4) 施設配置の検討	
	5) 施設配置の方針	
	6) 施設整備の方針	
	7) 概算事業費の検討	
	8) 施設整備費に係る財源構成の想定	
	9) 清川らしさ、木造・木質化の学校づくり	
	10) 計画の見直しについて	

## 2) 前提条件の整理

### (1) 清川村の教育環境の状況

#### ①立地状況

本村の保育園・幼稚園・小学校・中学校は、令和6年5月現在で、保育園2園（あおぞら保育園、おひさま保育園）、幼稚園1園（清川幼稚園）、小学校2校（緑小学校、宮ヶ瀬小学校）、中学校2校（緑中学校、宮ヶ瀬中学校）となっています。

#### ②児童生徒数

児童生徒数（特別支援学級児童生徒を含む）は、令和6年5月現在で、保育園全体=30人（あおぞら保育園=27人、おひさま保育園=3人）、幼稚園=19人、小学校全体=107人（緑小学校=107人、宮ヶ瀬小学校=休校中）、中学校全体=59人（緑中学校=56人、宮ヶ瀬中学校=3人）となっています。

#### ③学級数・クラス数

学級数・クラス数は、保育園=9クラス（あおぞら保育園=0～5歳児、おひさま保育園=0歳児のみ）、幼稚園=2クラス、小学校全体=10学級（緑小学校=10学級（うち特別支援級2学級）、宮ヶ瀬小学校=休校中）、中学校全体=8学級（緑中学校=7学級（うち特別支援級2学級）、宮ヶ瀬中学校=1学級）となっています。

（令和6年5月1日時点）

小学校名	1		2		3		4		5		6		合計	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
緑小学校	16	1	16	1	17	1	22	1	16	2	20	2	107	8
特別支援学級			1		1		2		2	1	1	1	7	2
宮ヶ瀬小学校		※休校中											0	0
特別支援学級													0	0
小学校 合計													107	8
特別支援学級													7	2

中学校名	1		2		3		4		5		6		合計	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
緑中学校	21	1	13	1	22	3							56	5
特別支援学級	1		2		2	2							5	2
宮ヶ瀬中学校	0	0	1	0	2	1							3	1
特別支援学級													0	0
中学校 合計													59	6
特別支援学級													5	2

幼稚園名	もも		ゆり		さくら		4		5		合計	
	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	クラス数
清川幼稚園	2		6		11						19	2
1組	1		3		6							
2組	1		3		5							
幼稚園 合計											19	2

保育園名	0歳児		1歳児		2歳児		3歳児		4歳児		5歳児		合計	
	園児数	クラス数	園児数	クラス数	園児数	クラス数	園児数	クラス数	園児数	クラス数	園児数	クラス数	園児数	クラス数
あおぞら保育園	2		4		3		4		7		7		27	6
おひさま保育園	0		0		3								3	3
保育園 合計													30	9

#### ④敷地面積

敷地面積は、

保育園=1,424 m<sup>2</sup>（あおぞら保育園=1,180 m<sup>2</sup>、おひさま保育園=244 m<sup>2</sup>）、

幼稚園=2,501 m<sup>2</sup>、

小学校全体=18,091 m<sup>2</sup>（緑小学校=9,904 m<sup>2</sup>、宮ヶ瀬小学校=8,187 m<sup>2</sup>）、

中学校全体=19,042 m<sup>2</sup>（緑中学校=12,253 m<sup>2</sup>、宮ヶ瀬中学校=6,789 m<sup>2</sup>）

となっています。

#### ⑤建築年

建物の建築年をみると、あおぞら保育園は平成22年、おひさま保育園は平成28年に建設、清川幼稚園は昭和63年に建築、緑小学校は昭和48年～58年、宮ヶ瀬小学校は昭和61年に建築されています。その後、改修、増築等の工事が行われてきています。中学校では、緑中学校は昭和52年～平成2年、宮ヶ瀬中学校は昭和61年に建築されています。

また、今回の計画で組み入れる学校給食センターは、平成元年に建築されています。

対象施設一覧表

通し 番号	施設名称	棟名称	所在地	敷地面積 (m <sup>2</sup> )	建築年		使用年数(年) (2025年時点)	延床面積 (m <sup>2</sup> )	構造主体	耐震基準	耐震診断 実施状況
					西暦	和暦					
1	緑小学校	校舎東棟	煤ヶ谷2076	9,904	1973	昭和48年	52	1,684	鉄筋コンクリート造	旧耐震	実施済み
2		校舎東棟増築			1982	昭和57年	43	25	鉄筋コンクリート造	新耐震	不要
3		校舎西棟			1982	昭和57年	43	946	鉄筋コンクリート造	新耐震	不要
4		屋内運動場			1983	昭和58年	42	942	鉄骨造	新耐震	不要
5	宮ヶ瀬小学校	校舎	宮ヶ瀬954-1	8,187	1986	昭和61年	39	1,039	鉄筋コンクリート造	新耐震	不要
6	緑中学校	校舎	煤ヶ谷1933	12,253	1977	昭和52年	48	2,082	鉄筋コンクリート造	旧耐震	実施済み
7		校舎東棟			1990	平成2年	35	575	鉄筋コンクリート造	新耐震	不要
8		屋内運動場			1984	昭和59年	41	807	鉄筋コンクリート造	新耐震	不要
9	宮ヶ瀬中学校	校舎	宮ヶ瀬954-1	6,789	1986	昭和61年	39	933	鉄筋コンクリート造	新耐震	不要
10		屋内運動場			1986	昭和61年	39	766	鉄筋コンクリート造	新耐震	不要
11	学校給食センター	給食センター	煤ヶ谷2132-1		1989	平成元年	36	244	鉄骨造	新耐震	不要
12	清川幼稚園	園舎	煤ヶ谷2130	2,501	1988	昭和63年	37	570	鉄筋コンクリート造	新耐震	不要
13		遊戯室			1988	昭和63年	37	191	鉄骨造	新耐震	不要
14	あおぞら保育園	園舎	煤ヶ谷2140-9・10	1,180	2010	平成22年	15	249	木造	新耐震	不要
15	おひさま保育園	園舎	煤ヶ谷2140-11	244	2016	平成28年	9	67	木造	新耐震	不要

(2025年時点：学校台帳を基に保育園情報を加筆)

## (2) 児童数の推移と推計

第3期 清川村子ども・子育て支援事業計画(素案)によると、第3期計画期間中の18歳未満の推計人口をみると、一貫校施設整備基本構想の一貫校開校予定の令和11年には、213人(令和7年比/76人減)になることが推測されています。これによると、一貫校の対象となる人口は、200人を切る人数であることが推測されています。

### ■18歳未満の推計人口

単位:人

年齢	推計値				
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	8	8	7	7	7
1歳	10	7	9	8	8
2歳	6	10	7	9	8
3歳	10	5	9	7	8
4歳	10	11	6	9	7
5歳	15	10	11	6	9
小計(0~5歳)	59	51	49	46	47
6歳	18	13	9	10	5
7歳	17	18	13	9	10
8歳	16	17	18	13	9
9歳	18	16	17	18	13
10歳	22	18	16	17	18
11歳	15	21	17	15	16
小計(6~11歳)	106	103	90	82	71
12歳	20	15	21	17	15
13歳	21	19	14	20	16
14歳	14	21	19	14	20
15歳	21	11	17	15	12
16歳	18	21	11	17	15
17歳	30	17	20	11	16
小計(12~17歳)	124	105	103	95	95
合計(0~17歳)	289	259	242	223	213

資料:本村の住民基本台帳データを基にした推計

(2025年1月10日 第3期清川村子ども・子育て支援事業計画(素案)より)

(3) 上位計画の把握と課題整理

①教育基本法（文部科学省/平成 18 年 12 月）

<p><b>法律の目的</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和 22 年に制定されてから約 60 年が経過し、教育を取り巻く環境が大きく変化してきている。</li> <li>・「人格の完成」や「個人の尊重」など、これまでの教育基本法に掲げられている普遍的な理念は大切にしつつ、新しい時代の教育の基本理念を明示するため、全面的な改定を行っている。</li> </ul>
<p><b>教育の目標</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広い知識と教養を身につけ、心理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。</li> <li>・個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。</li> <li>・正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。</li> <li>・生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。</li> <li>・伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。</li> </ul>

②第 4 期教育振興基本計画（文部科学省/令和 5 年 6 月）

<p><b>概要</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成 18 年に全面改正された教育基本法に基づき、政府が策定する教育に関する総合計画です。</li> <li>○今後 5 年間の国の教育政策全体の方向性や目標、施策などを定めています。</li> <li>○平成 20 年 7 月に初めての教育振興基本計画を策定し、以降、5 年おきに第 2 期・第 3 期計画を策定。</li> <li>○地方公共団体において教育振興基本計画や教育大綱を策定する際には、国の教育振興基本計画を参酌することとされています。</li> </ul>
<p><b>社会の現状と変</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○将来の予測が困難な VUCA の時代 （VUCA：「Volatility：変動性」、「Uncertainty：不確実性」、「Complexity：複雑性」、「Ambiguity：曖昧性」の 4 つの単語の頭文字をとった造語）</li> <li>○少子化、人口減少、高齢化</li> <li>○地球規模課題</li> <li>○低い労働生産性、学ばない社会人</li> <li>○国や社会に対する意識の低下 等</li> </ul>

<p>2 つの コンセプト</p>	<p><b>持続可能な社会の創り手の育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育てる</li> <li>●主体性、リーダーシップ、創造力、課題設定・解決能力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成</li> </ul> <p><b>日本社会に根差したウェルビーイングの向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングを向上</li> <li>●幸福感、学校や地域でのつながり、協働性、利他性、多様性への理解、社会貢献意識、自己肯定感、自己実現等を調和的・一体的に育む</li> </ul>
<p>5 つの基本的な方針</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成</li> <li>② 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進</li> <li>③ 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進</li> <li>④ 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進</li> <li>⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備・対話</li> </ol>
<p>今後 5 年間の 16 の目標と基本施策、指標</p>	<p><b>目標 1. 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成</b></p> <p>&lt;基本施策&gt;</p> <p>○個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実・学修者本位の教育の推進 ○キャリア教育・職業教育の充実</p> <p>&lt;指標&gt;</p> <p>○「勉強は好き」と思う児童生徒の割合の増加 ○大学と企業等とで連携して実施する、企業の課題解決や製品開発等を題材とした授業科目の開設（PBL の実施）を行う大学の割合の増加【新規】</p> <p><b>目標 2. 豊かな心の育成</b></p> <p>&lt;基本施策&gt;</p> <p>○いじめ等への対応、人権教育の推進 ○体験活動・交流活動の充実</p> <p>&lt;指標&gt;</p>

○自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の増加 ○普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがある児童生徒の割合の増加  
【新規】 ○友達関係に満足している児童生徒の割合の増加【新規】

### 目標3. 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成

<基本施策>

○学校保健、学校給食・食育の充実 ○生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化

<指標>

○毎日、同じくらいの時刻に寝ている、毎日、同じくらいの時刻に起きている児童生徒の割合の増加 ○1週間の総運動時間（体育授業を除く。）が60分未満の児童生徒の割合の減少【新規】

### 目標4. グローバル社会における人材育成

<基本施策>

○日本人学生・生徒の海外留学の推進 ○高等学校・高等専門学校・大学等の国際化 ○外国語教育の充実

<指標>

○英語力について、中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当以上を達成した中高生の割合の増加 ○日本の高等教育機関及び日本語教育機関への外国人留学生数38万人を目指していくとともに、卒業後の国内就職先（国内進学者を除く）6割を目指す【新規】

### 目標5. イノベーションを担う人材育成

<基本施策>

○探究・STEAM教育の充実 ○理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進 ○起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進

<指標>

○自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合の増加【新規】 ○全国の大学等における起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の受講者数の増加【新規】

### 目標6. 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成

<基本施策>

○子供の意見表明 ○主権者教育の推進

<指標>

○地域や社会をよりよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合の増加【新規】 ○学級生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めると答える児童生徒の割合の増加

## 目標7. 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂

### <基本施策>

○特別支援教育の推進 ○不登校児童生徒への支援の推進 ○海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進

### <指標>

○小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒数の増加 ○学校内外で専門機関等の相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合の減少 ○公立学校における日本語指導が必要な児童生徒のうち、日本語指導等特別な指導を受けている者の割合の増加 【新規】

## 目標8. 生涯学び、活躍できる環境整備

### <基本施策>

○大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実 ○働きながら学べる環境整備 ○リカレント教育の成果の適切な評価・活用

### <指標>

○この1年くらいの中に生涯学習をしたことがある者の割合の増加  
○この1年くらいの中の学習を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている、又は生かせると回答した者の割合の増加 【新規】

## 目標9. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

### <基本施策>

○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 ○部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備  
○家庭教育支援の充実

### <指標>

○コミュニティ・スクールを導入している公立学校数の増加 【新規】  
○地域学校協働活動本部がカバーしている公立学校数の増加 【新規】  
○子供をめぐる課題に応じた目標を設定し、その目標を達成した自治体の割合の増加 【新規】

## 目標10. 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進

### <基本施策>

○社会教育施設の機能強化 ○社会教育人材の養成・活躍機会拡充  
○地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携

### <指標>

○これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を①家庭・日常生活に生かしている者の割合の向上、②地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上 ○社会教育士の称号付与数の増加、公民館等における社会教育主事有資格者数の増加 【新規】

## 目標11. 教育DXの推進・デジタル人材の育成

<基本施策>

○1人1台端末の活用・児童生徒の情報活用能力の育成 ○校務DXの推進 ○デジタル人材育成の推進（高等教育）

<指標>

○児童生徒一人一人の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面でのICT機器の活用頻度の増加【新規】 ○ICTを活用した校務の効率化の優良事例を十分に取り入れている学校の割合の増加【新規】 ○数理・データサイエンス・AI教育プログラム（応用基礎レベル）の認定プログラムにおける1学年当たりの受講対象学生数の増加【新規】

**目標12. 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化**

<基本施策>

○学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進 ○ICT環境の充実・教育研究の質向上に向けた基盤の確立 ○教師の養成・採用・研修の一体的改革

<指標>

○教師の在校等時間の短縮【新規】 ○1人1台端末環境を円滑に運営するための十分なサポート体制が構築されている自治体の割合の増加【新規】 ○大学間連携に取り組む大学数の増加

**目標13. 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保**

<基本施策>

○教育費負担の軽減に向けた経済的支援 ○へき地や過疎地域等における学びの支援

<指標>

○全世帯と生活保護世帯の子供の高等学校等進学率の差の改善 ○1年間の経済的理由による高等学校の中退者数の減少 ○全学生数等に占める1年間の経済的理由による、大学等の中退者数の割合の減少 ○高等学校における学びの質向上のための遠隔授業（教科・科目充実型）によって行われる実施科目数の増加【新規】

**目標14. NPO・企業・地域団体等との連携・協働**

<基本施策>

○NPOとの連携・企業等との連携 ○関係省庁との連携

<指標>

○学校に対する地域や保護者の理解が深まったと認識している学校の割合の増加【新規】 ○職場見学（小学校）・職業体験（中学校）・就業体験活動（高等学校）の実施の割合の増加【新規】

**目標15. 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保**

<基本施策>

	<p>○学校施設の整備・私立学校の教育研究基盤の整備 ○学校安全の推進</p> <p>&lt;指標&gt;</p> <p>○老朽化が著しい公立小中学校施設の老朽化対策の実施率の向上【新規】 ○教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設（ライフラインを含む）の老朽化対策の実施率の向上 ○私立学校の耐震化の推進（早期の耐震化完了） ○学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の減少</p> <p><b>目標16. 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ</b></p> <p>&lt;基本施策&gt;</p> <p>○各ステークホルダー（子供を含む）からの意見聴取・対話</p> <p>&lt;指標&gt;</p> <p>○国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー（子供を含む）の意見の聴取・反映の状況の改善【新規】</p>
--	--

③第4次清川村総合計画（清川村/令和6年3月）

<p>将 来 像</p>	<p style="text-align: center;">水と緑あふれる心のふるさと</p> <p><b>清らかな水</b> 宮ヶ瀬湖や丹沢の雄大な自然に育まれた清流が創り出す溪流美は、清川村の象徴です。</p> <p><b>豊かな緑</b> 丹沢山をはじめ、村を取り囲む数多の名峰が見せる輝かしい新緑や四季折々の表情は、清川村の魅力です。</p> <p><b>通い合う心</b> 村民が村を愛し、村を想う村民相互の絆は、清川村の誇りです。</p>
<p>村 づ くり の 方 向 性</p>	<p><b>基本目標1 自然と調和した美しい村づくり</b> (自然、地球環境分野)</p> <p><b>基本目標2 村民と行政が共に歩む村づくり</b> (生活・防災・減災分野)</p> <p><b>基本目標3 生涯を健康で、支え合いながら暮らせる村づくり</b> (健康・医療分野)</p> <p><b>基本目標4 健やかに育ち、夢や希望が持てる村づくり</b> (教育・子育て分野)</p> <p><b>基本目標5 地域特性を活かした魅力とにぎわいのある村づくり</b> (産業・観光分野)</p> <p><b>基本目標6 村民と行政が共に歩む村づくり</b> (村民・行政分野)</p>
<p>基 本 目 標 4 (教育・子育て分 野) の 概 要</p>	<p><b>1 子育て環境の充実</b> 基本施策と取組み方針</p> <p>①妊産婦への支援の充実 妊娠、出産、子育て期の各段階に切れ目なく対応できる支援・相談体制を整備するほか、妊産婦の精神的な不安を解消するためのきめ細かい支援体制を整えます。</p> <p>②子育て世代・子育て世帯への支援の充実 子育て中の家庭や子育て世帯となり得る若年層に対し、国や県等とも連携し、経済的・社会的な不安を解消するための支援・相談体制を整備します。</p> <p>③清川っ子が健やかに育つ環境整備</p>

子どもの相談・支援機能を充実させるほか、子どもたちの居場所づくりや交流の場を提供し、地域に愛着と誇りを持って健やかに育つことができる環境を整備します。

## 2 教育環境の充実

### 基本施策と取組み方針

#### ①地域・家庭との連携による教育の充実

幼稚園・保育園・小・中学校と、家庭、地域が連携し、子どもたちの健やかな成長を支えるための教育環境を整備し、地域の子育て力の強化を図ります。

#### ②幼稚園・保育園・小・中学校教育環境の整備

子どもたちが安心して学ぶことができるよう、適切な施設の維持管理に努めるとともに、少人数学級の優位性を活かし、子どもたち一人ひとりに新しい時代に必要となる質の高い教育環境を整備します。

#### ③幼・保・小・中一貫教育による清川らしい教育環境の構築

幼稚園、保育園から学校教育への円滑な移行と、地域・家庭、世代間の連携に基づく清川らしい教育の実現のため、幼・保・小・中一貫教育の構築に向けた具体的な取組みを進めます。

## 3 文化・芸術の振興と承継

### 基本施策と取組み方針

#### ①歴史・文化資源の保護

村内に現存する由緒ある神社や寺院をはじめ、天然記念物や有形・無形文化財など、貴重な歴史的資料を適切に保存し、保護意識の啓発を図ります。

#### ②伝統・行事の承継

文化・伝統の承継に向けた担い手の確保のため、世代間の交流の場を拡大し、郷土に対する愛着や誇りを醸成します。

④清川村教育大綱／第3期（清川村/令和5年4月）

<p>基本理念</p>	<p>「子どもは未来の宝です」 ～輝き・愛着・誇りを持って未来を支える人づくり～</p>
<p>大綱の期間</p>	<p>令和5年度～令和8年度</p>
<p>基本指針</p>	<p><b>1 自己実現を目指す自立した人間の育成</b></p> <p>村の将来を支える子どもたちが、自分の人生を切り拓くために必要となる学力を身に付けることが大切です。</p> <p>学校では、少人数体制の利点を生かし、子ども一人ひとりの特性に応じたきめ細やかな指導を着実に実施します。そして、基礎・基本となる知識、技能の習得や学ぶ意欲を育みます。さらに、生涯にわたって自ら学び、自己実現に向けた目標を設定し、その達成を目指して行動する力を育成します。</p> <p><b>2 豊かな心と健やかな身体を備えた人間の育成</b></p> <p>将来、子どもたちが、村に愛着と誇りを持ち社会生活を送るために必要となる豊かな心と健やかな身体を育成することが大切です。</p> <p>学校・家庭・地域が連携を図り、人間として持つべき規範意識を青少年期に確実に身につけ、自己肯定感、自己有用感等を高める教育を推進します。また、積極的にスポーツに親しむ習慣や健康の保持増進を図ります。そして、社会の一員として、生命の大切さを理解し、たくましく健やかな身体としなやかで思いやりの心を持って行動する力を育成します。</p> <p><b>3 社会の形成者としての資質の育成</b></p> <p>将来、地域の担い手として活躍する人材を育成するために必要となる教育環境を整備することが大切です。</p> <p>幼稚園・小学校・中学校12年間の教育活動を通して、地域の中で自己の成長を実感し、将来的に地域や社会に貢献する力を育成します。一貫性を持たせた体系的な教育の実施に向けて、「清川にひとつの、清川らしい幼稚園・小学校・中学校が一体となった新しい一貫校の設置を目指します。」</p> <p>また、幼稚園、小学校及び中学校に設置した、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を中心とした広い視野からの教育活動を推進します。そして、地域全体で村の未来を担う子どもたちの成長を支えるとともに、地域の伝統・文化についての理解を深め、村を誇りに思う心を育成します。</p>

⑤清川村幼稚園・小学校・中学校一貫校施設整備基本構想（令和5年12月）

<p>基本構想の概</p>	<p><b>第1節 一貫校整備に向けた経緯</b></p> <p>基本構想では令和2年7月の清川村総合教育会議において、「清川にひとつの清川らしい幼稚園・小学校・中学校が一体となった新しい一貫校をつくりあげていく」と方針としている。</p> <p><b>第2節 清川村が目指す幼・保・小・中一貫教育</b></p> <p><b>2-1 幼・保・小・中一貫教育と開校に向けた基本的な考え方</b></p> <p>子どもの成長を教員が連携協力して、切れ目なく計画的に支援し、より多様な可能性を伸ばすため、幼稚園・小学校・中学校で行われている教育課程を調整し、一貫性を持たせた体系的な学校制度で、継続的で安定的な教育活動が可能になります。めざす子ども像を共有し育てるという視点で、子どもたちの教育を12年間継続して、切れ目のない教育を推進し、教育課程編成や系統的な教育・学習を幼稚園、小学校、中学校で一貫して取り組みます。※保育園とは連携を進めます。</p> <p>学力の確実な定着、園児・児童・生徒の学習環境、社会性の育成、望ましい自己意識や規範意識の育成、学級・学校不適応による問題行動の防止等を進め、園児、児童、生徒の「生きる力」を育成します。</p> <p><b>2-2 幼・保・小・中一貫教育で期待される効果</b></p> <p>●基本コンセプト</p> <p>§学力の向上</p> <p>幼稚園・小学校・中学校12年間の系統性を確保した教育課程を編成実施し、子どもたちが12年間で学ぶ内容を捉えた指導、少人数を生かした、きめ細かな指導を通して学力の向上を目指します。</p> <p>§コミュニケーション能力の向上</p> <p>異年齢交流の活性化、地域との関りを通じ、コミュニケーション能力を伸ばし、自己有用感を育みます。</p> <p>§地域を愛する心の醸成</p> <p>コミュニティ・スクールなど地域人材の教育力を生かし、各種行事を通じて村を愛する気持ちの醸成を図ります。</p> <p><b>2-3 清川村一貫校の特色</b></p> <p>●幼・保・小・中一貫教育の推進</p> <p>12年間の一貫した系統的な教育課程のもと、清川の子どもたちを育てることができます。</p> <p>●ICT教育の推進</p>
---------------	--

タブレットの活用の幅を広げ、ICTの村づくり、幼稚園児から中学生まで、タブレットを一つのツールとして学習活動に活用し、情報活用能力の育成を図ります。

●遠隔教育の推進

教育の質を更に大きく高める手段として、学校同士をつないだ合同授業や外部人材の活用、教員の指導や子どもたちの学習の幅を広げます。

●英語教育の推進

現在幼稚園児から中学生まで、ALT（外国語指導助手）を活用し、英語教育を進め、「聞くこと、話すこと」を中心に、対話を通して児童生徒の英語への興味・関心を深めコミュニケーション能力を高める中で英会話力の向上を図ります。

●安全安心な学校生活

幼・保・小・中の教員が共通理解のもと、子どもたちの発達段階を踏まえた教育を行います。きめ細かな学習指導や生活指導が実現するようになり、子どもたちの学力向上や体力向上を進めます。

●様々な幼稚園・小学校・中学校の交流

園児と児童、生徒の関わりを通して、下級生は上級生への憧れ、上級生は下級生への思いやりの気持ちをもって、他者を尊重する心が育まれます。

●教員の小中学校への相互乗り入れの効果

小、中学校の教員が互いに相手の学校に行き、自分の担当教科や持っている教員免許（科目）の授業を行うことで、小、中学校間の理解が深まり教育効果が高まります。また、子ども達は様々な人から認められることで、自己肯定感が高まり、自尊感情が醸成されていきます。

#### (4) 学校教育を取り巻く社会情勢

一貫校建設に向けた検討を進めていくにあたり、子どもや学校教育を取り巻く社会情勢と、それに伴い必要となる対応等を的確に捉えておく必要があります。

そうしたことから、全国的な社会的な背景等を踏まえ、近年の学校教育を取り巻く社会情勢を整理します。

##### ①少子化の進行

人口減少や少子化が進行し、子どもたちのふれあいの機会が減少することで、人間関係の構築や社会的ルールを学校生活、地域社会の中で自然と身につけ学んでいくといった社会生活の基盤を培う体験が減少しており、人間関係の希薄化などから将来的なコミュニケーション能力の低下が懸念されています。

##### ②グローバル化・高度情報化の進展

社会や経済、情報のグローバル化が進展している中で、学校教育においても異文化を理解し認め合う国際人として活動できる能力を身につけることが求められており、幼稚園や小学校での英語教育の充実・強化が図られています。

さらに加速する高度情報化社会では、情報化社会に適応するための教育、また、情報モラルに対する教育の重要性が高まっており、「知識基盤社会」に対応可能な総合的な教育環境の整備が求められてきています。

##### ③家族形成の変容・ライフスタイルの多様化

核家族化の進行、ライフスタイルの多様化に伴い、家庭や地域社会も大きく変化し、家庭の教育力の低下、地域活動の担い手の減少などが懸念されています。

価値観の多様化する社会においては、社会のルール、モラル、マナーを守るといった規範意識の醸成が求められてきています。

##### ④犯罪の現場となり得る学校

学校施設において発生する犯罪には大きく区分して、「学校荒し」などの窃盗等による財産犯と、不審者等による児童生徒等に対する身体犯があります。

特に後者については、子どもたちに直接的に被害が及ぶ危険が高いため、学校施設・設備に対する防犯対策が重要になってきています。

#### ⑤様々な災害等からの教訓

東日本大震災をはじめ、昨年発生した能登半島地震などの様々な地震や水害等、また近年ではコロナ禍による未曾有の災害を経験した子どもたちは、災害に対する恐怖と不安を脳裏に焼き付けたに違いありません。

しかし、そのことにより困難に直面しようとも諦めることなく、状況を的確に捉え、自ら考え行動する力の重要性が教訓としても残されました。

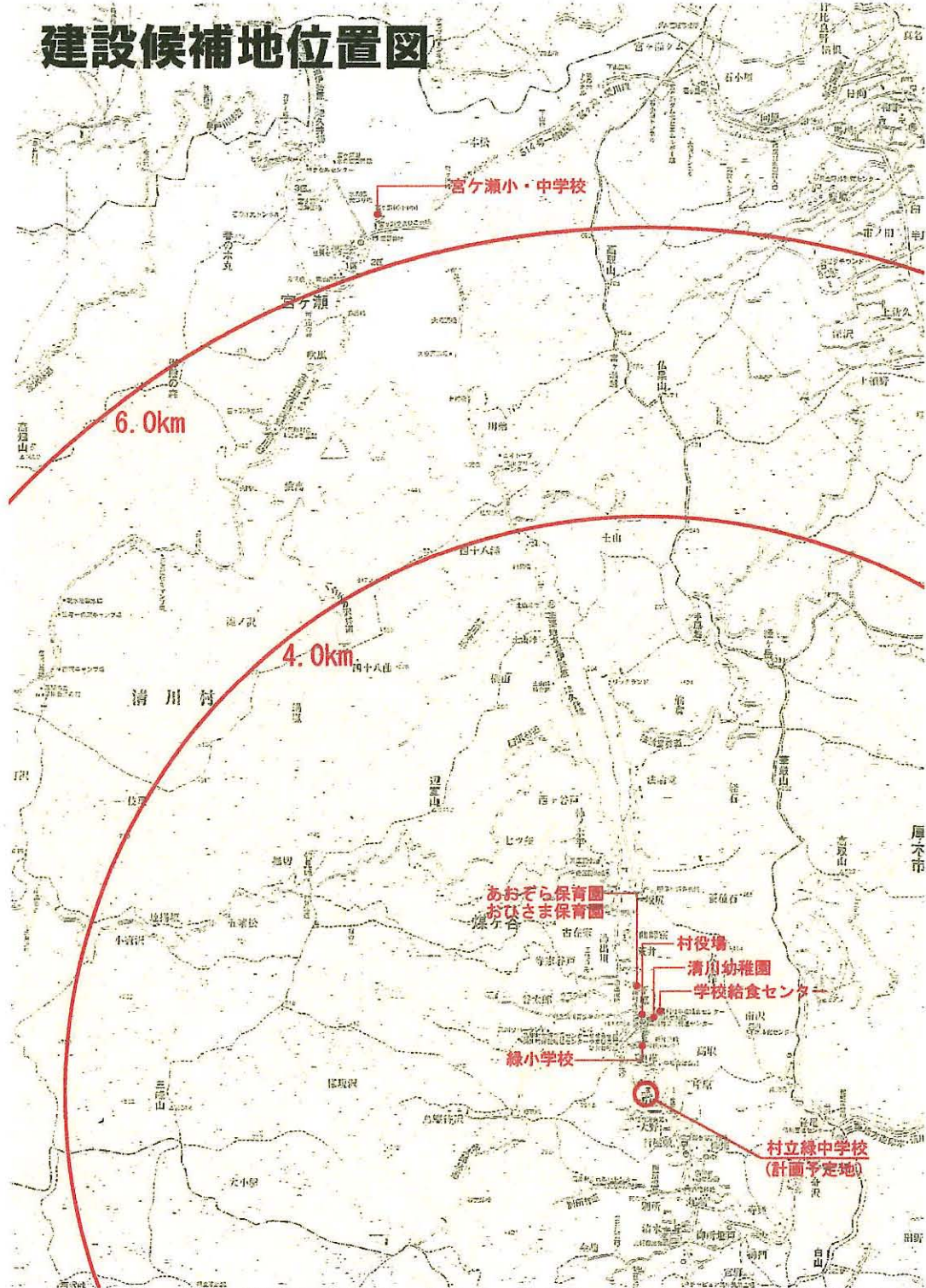
さらには、施設の耐震化や防災教育、環境改善などに対する意識が高まり、助け合いの心の大切さが再認識されてきています。

### 3) 計画条件の整理

#### (1) 整備計画予定地

一貫校建設予定地は、既存の緑中学校用地を整備計画地として検討を行います。

### 建設候補地位置図

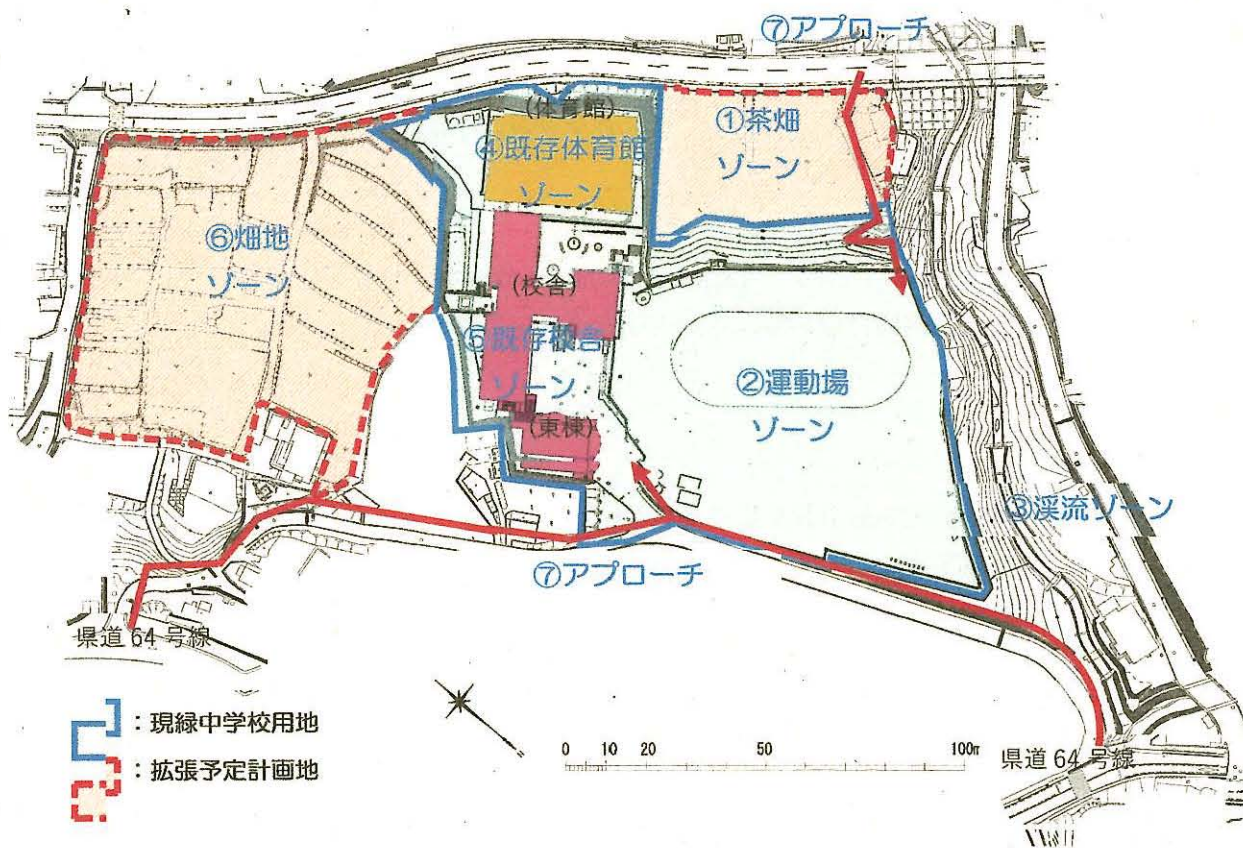


(清川村幼稚園・小学校・中学校一貫校施設整備基本構想より)

## (2) 計画予定地および周辺の状況と課題

### ①土地利用の現況

現緑中学校用地は、北側に運動場を配置、その南西側村道沿いに茶畑の斜面を配し、南西側から北東側へ、体育館～校舎～校舎新館（東棟）の順に運動場へ面するように並べて配置されています。各々のゾーンの現況と特徴は下記の通りになります。



#### ①茶畑ゾーン

南側村道側に位置して傾斜の茶畑が広がっている。運動場との段差が大きい。現状、緑中学校用地外であるが、この部分も拡張予定計画地として組み込んで検討する。

#### ②運動場ゾーン

計画地内の最大の平地である。北側は段差があり盛り土と擁壁があり、開発にあたり、改修が必要になることが考えられる。

#### ③溪流ゾーン

ハザードマップにおいて、土砂災害警戒区域に指定され、災害対策が必要になる。溪流ゾーンは学校用地には入っていないため、本計画において大きな対策は必要ないが、土石流等に対する建物側の工夫が必要と考えられる。

#### ④既存体育館ゾーン

南側村道に面した場所で、道路との間に擁壁が設置されている。

#### ⑤既存校舎ゾーン

計画地内で最も使いやすい場所であり、一貫校の計画でも中心的な場所になりうる。

#### ⑥畑地ゾーン

現状、緑中学校用地外であるが、この部分も拡張予定計画地として組み込んで検討する。

計画地南東部に位置し、南側から北側に向かって緩やかに階段状に下がっている畑地である。広がりがある敷地で、新たなアプローチ道路等により利便性が高くなる。

#### ⑦周辺道路からのアプローチ

南側と東側の道路に面し、北側には、県道 64 号線からの現在のメインアプローチ道路がある。南西側村道からは茶畑の端を下ってアプローチしている。

### ②法規制

- ・清川村は全域が都市計画法による都市計画区域外であるため、計画地も同様。
- ・用途地域指定なし。
- ・都市計画区域外であるため、神奈川県建築基準条例が適用される。
- ・建蔽率=50%、容積率=100%（神奈川県建築基準条例）
- ・防火、準防火、建築基準法 22 条に係る区域の指定なし。
- ・都市計画法：開発行為に該当し許可が必要か確認必要。
  - 調整池、貯留槽の必要性有無の確認必要。
  - 既存擁壁の既存不適格の有無の確認必要。
- ・神奈川県土地利用調整条例（清川村の場合は 1ha 以上）に該当。
- ・盛土規制法に基づく規制（神奈川県）
- ・清川村開発指導条例
- ・自然公園法：県立丹沢大山自然公園区域
- ・災害予測等：計画地での現在のグラウンドの北側及び西側においては、土砂災害ハザードマップで神奈川県が指定した急傾斜地の崩壊による土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の範囲に含まれている。

また、運動場の北側 1/3 程度の範囲は、南西側山からの土石流による土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の範囲に含まれている。

現状、計画予定地の緑中学校は、指定緊急避難場所に指定されている。

清川村土砂災害・洪水ハザードマップ②(煤ヶ谷地区)



緑小学校 ① ①

お問い合わせ先

清川村役場	煤ヶ谷2216	288-1211
-------	---------	----------

指定緊急避難場所

● 緑小学校	煤ヶ谷2076	288-1003
● 緑中学校	煤ヶ谷1933	288-1241

指定避難所

● 緑小学校	煤ヶ谷2076	288-1003
● 緑中学校	煤ヶ谷1933	288-1241
● 生涯学習センターせせらぎ館	煤ヶ谷2216	288-3733
● 保健福祉センターやまびこ館	煤ヶ谷2218	288-3861
● 保健福祉センターひまわり館	煤ヶ谷2220	287-1118
● あおぞら保育園	煤ヶ谷2140	281-7350

急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)

● 土砂災害警戒区域
------------

土石流

● 土砂災害警戒区域
------------

指定緊急避難場所

指定避難所

消防団器具置場

医療機関

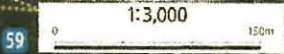
駐在所

ヘリポート

村役場

浸水した場合に想定される水深(ランク区分)

● 5.0m-10.0m未満の区域
● 3.0m-5.0m未満の区域
● 1.0m-3.0m未満の区域
● 0.5m-1.0m未満の区域
● 0.3m-0.5m未満の区域
● 0.0m-0.3m未満の区域



59



中根自治会館

緑中学校 ② ②

煤ヶ谷

八幡自治会館  
第2分団

県立  
煤ヶ谷診療所

植木歯科医院

小鮎川

片原橋

川崎県立中央病院

(清川村土砂災害・洪水ハザードマップより)

### ③道路等の整備状況

- ・北東側：県道 64 号線から計画地へ入ってくる村道中里学校線が通っている。
- ・南西側：村道山岸外周線が通っている。
- ・南東側：県道 64 号線の信号がある交差点から南西へ上る道路が通っている。

## 2. 基本計画の検討

### 1) 基本理念と目標

令和12年度に開校目標とする幼・保・小・中一貫校は、園児・児童・生徒数の将来設計並びに将来的なまちづくりの視点も踏まえ※260人規模の学校とし、新校舎の建設を進めます。また、新校舎の建設にあたっては、民間活力を活用するとともに、国からの財政支援（国庫補助金）等による財源確保にも努め、あり方研究会、あり方検討会、各説明会でいただいたご意見等を踏まえ、さらに清川村幼・保・小・中一貫校施設整備検討委員会、清川村幼・保・小・中一貫校教育推進部会での検討を受け、新校舎建設を進めます。

- ※内訳 ①小学校@24人×6学級=144人（1学級の整備児童数）  
②中学校@24人×3学級=72人（1学級の整備生徒数）  
③幼稚園@11人 ④保育園@33人（幼保ともにR7年の在籍数）

### 新校舎建設に係る基本コンセプト

- ・清川の木材を随所に使った校舎 保育園・幼稚園・小学校・中学校15年間を通じ、地域の特色を生かした 充実した学習環境
- ・学校、家庭、地域がつながり学校運営協議会を意識した交流ができる学校づくり
- ・安全安心で子どもが楽しく通える学校づくり
- ・防災拠点を意識した学校づくり

### 構想条件

- ・構想学級数  
保育園6保育室、幼稚園3学級、小学校8（2）学級、中学校5（2）学級の16（4）学級、6保育室を基本とします。\*（）内は特別支援級数で内数です。
- ・施設構想の条件  
保育園、幼稚園、小学校、中学校等が1つの敷地に入る事を条件に、今後行う基本計画にて示します。

## 2) 導入機能

### (1) 基本的導入機能

#### I. 屋内施設

##### 1. 学習関係諸室

###### a. 小学校・中学校

###### ・普通教室

普通教室は画一的でなく、学年や体格の違いに対応するとともに、居心地の良い空間とするため自然採光を生かした明るく ゆったりとした学習空間とします。文科省の学級編制基準では35人学級としていますが、総合計画での将来目標人口などを鑑み、また、財政的負担など考慮し24人学級としました。

###### ・特別支援教室

児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた学習活動ができる教室配置と意識します。また、インクルーシブ教育をし、特別支援学級と通常学級がお互いに交流を持てるような空間とします。また、個々のニーズに応じた適切な教育を行うため、個別指導等多様な支援を行うことができるよう配慮します。

###### ・特別教室

特別教室は、配置にまとまりをもたせ、動線にも配慮した利用しやすいものにします。

###### ・多目的室

複数の学級の児童または生徒を対象とする授業、その他多様な指導方法による授業を行う場

また、特別教室に限りがあるため併用できる部屋

###### ・準備室・資料室

教材、教具及び児童・生徒の作品等を種類に応じ、分類して保管・管理する空間

###### ・学童保育室

授業終了後に子どもたちが利用する教室

###### b. 幼稚園・保育園

###### ・教室

幼稚園の主な活動場所

###### ・保育室

保育園の主な活動場所

## 2. 体育館

- ・体育館

主に屋内で体育を行う体育館、儀式的行事、各種集会、発表会等の会場

## 3. 生活・交流空間

- ・給食施設

給食の調理を行う調理室

- ・交流スペース

- ・テラス、バルコニー

## 4. 共通空間

- ・玄関、昇降口

出入口に配置される玄関で、上履きと靴を履き替えるところ

下駄箱、傘立て、スロープなどを配置

児童・生徒用とは別に職員・来賓用玄関を配置

- ・トイレ、手洗い、流し、水飲み場

児童・生徒数に対応した男女別トイレ、手洗い場等

- ・廊下、階段、E V

校舎内の水平、垂直移動の経路、避難路としても機能

- ・その他

屋外活動後等の足洗い場等

## 5. 管理関係諸室

- ・教職員諸室／校長室、職員室

校長の部屋

校長の執務のほか、来客対応、地域の教育関係者との会合等に使用

学校職員が待機し、授業準備等を行う部屋

- ・保健室

健康診断、健康相談、応急処置等を行うための部屋で養護教諭が常駐

- ・相談室

児童・生徒と様々な相談等を個別に行う部屋

- ・事務室

学校事務を行う部屋

- ・受付・主事室

来訪者等の記帳や名札の受け渡しなどを行う場所

- ・会議室  
教職員が各種会議に用いる部屋
- ・職員用更衣室  
職員の着替えに用いる部屋
- ・P T A室  
学校P T Aの活動や会議等を行う部屋
- ・トイレ、手洗い  
児童・生徒用とは別に設ける職員、来客者、P T Aが利用するトイレ、手洗い場
- ・倉庫  
学校施設の監理に必要な各種道具等を保管する倉庫

## 6. コミュニティ住民参加施設

### II. 屋外施設

#### 1. 校庭 (メイングラウンド)

校庭、運動や遊戯を行う広場で、主に屋外での体育や、昼休みなどの遊び場として使用

校庭の一角に、運動機能向上に資するブランコやジャングルジムなどといった据え置き型の遊具施設を設置

#### 2. 園庭

幼稚園や保育園における屋外の遊びや活動のためのスペース

子どもたちが遊びや運動を通じて心身の発達を促す場

#### 3. サブグラウンド

小学校、中学校の運営上、校庭利用が重なるときや多様な部活動に対応

#### 4. 菜園

#### 5. 遊具

#### 6. 緑地

#### 7. 駐車場、駐輪場

教員、来訪者、児童・生徒の送迎用の駐車場

給食食材搬入車両や大型車両への対応

### Ⅲ. 設備関係

#### 1. 照明設備

室内照明設備、屋外照明設備

#### 2. 幹線電力設備

#### 3. 情報通信設備

映像系、音声系、情報系設備

#### 4. 給排水設備

給水設備、排水設備

#### 5. 空気調和設備

換気設備、冷暖房設備

#### 6. 防災設備

自動火災報知設備、屋内消火栓設備、消防用設備等

#### 7. 防犯設備

通信システム、連絡システム

#### 8. その他設備

昇降機設備、廃棄物処理設備

#### 9. 再生可能エネルギー活用設備

太陽光発電システム、風力発電システム、バイオマス等

3) 主要施設規模の検討 (1) 施設規模の検討

C案修正

小学校・中学校

分類	室名	部屋数	面積	備考	
学習関連諸室	小学	普通教室	6	243m <sup>2</sup> 24人学級	
	小学	特別支援	2	41m <sup>2</sup>	
		教材室	2	41m <sup>2</sup>	
		普通教室	3	157m <sup>2</sup> 24人学級	
	中学	特別支援	2	41m <sup>2</sup>	
		教材室	2	41m <sup>2</sup>	
		多目的室	1	61m <sup>2</sup>	
	共用	理科教室(準備室含む)	1	81m <sup>2</sup>	
		音楽教室(準備室含む)	1	76m <sup>2</sup>	
		美術教室(準備室含む)	1	81m <sup>2</sup>	
		図工教室(準備室含む)	1	81m <sup>2</sup>	
		家庭科教室(準備室含む)	1	76m <sup>2</sup>	
		図書室	1	81m <sup>2</sup>	
		児童会室	1	20m <sup>2</sup>	
		生徒会室	1	26m <sup>2</sup>	
		相談室	1	33m <sup>2</sup>	
		放送室	1	33m <sup>2</sup>	
学童保育室		1	81m <sup>2</sup>		
屋内運動施設等		体育館(トイレ・器具庫)	1	870m <sup>2</sup>	既存建物利用
更衣室			1	58m <sup>2</sup>	
	給食室	1	193m <sup>2</sup>		
生活交流空間	配膳室	2	41m <sup>2</sup>		
	昇降口	1	41m <sup>2</sup>		
共有空間	トイレ	2	81m <sup>2</sup>		
	廊下・階段・EV	適宜	902m <sup>2</sup>		
	廃棄物保管庫	1	20m <sup>2</sup>		
	屋外倉庫・トイレ	1	66m <sup>2</sup>		
	校長室	2	66m <sup>2</sup>		
管理関係諸室	職員室	1	99m <sup>2</sup>		
	印刷・資料室	1	29m <sup>2</sup>		
	保健室	1	66m <sup>2</sup>		
	受付・主事室	1	20m <sup>2</sup>		
	来客用玄関	1	20m <sup>2</sup>		
	会議室	1	66m <sup>2</sup>		
	職員更衣室	1	66m <sup>2</sup>		
	PTA室	1	33m <sup>2</sup>		
	トイレ(職員・来客)	1	62m <sup>2</sup>		
	倉庫	適宜	99m <sup>2</sup>		
屋外運動施設等	グラウンド	1			
	サブグラウンド	1			

幼稚園・保育園

分類	室名	部屋数	面積	備考
幼稚園	3歳児保育室	1	40m <sup>2</sup>	
	4歳児保育室	1	40m <sup>2</sup>	
	5歳児保育室	1	40m <sup>2</sup>	
	WC	1	20m <sup>2</sup>	
	倉庫	適宜	20m <sup>2</sup>	
	管理諸室	1	35m <sup>2</sup>	
	休憩室	1	20m <sup>2</sup>	
	玄関	1	17m <sup>2</sup>	
	廊下	適宜	107m <sup>2</sup>	
保育園	0歳児保育室	1	35m <sup>2</sup>	
	1歳児保育室	1	35m <sup>2</sup>	
	2歳児保育室	1	30m <sup>2</sup>	
	3歳児保育室	1	40m <sup>2</sup>	
	4歳児保育室	1	40m <sup>2</sup>	
	5歳児保育室	1	40m <sup>2</sup>	
	WC	2	37m <sup>2</sup>	
	倉庫	適宜	37m <sup>2</sup>	
	管理諸室	1	35m <sup>2</sup>	
	休憩室	1	27m <sup>2</sup>	
	玄関	1	17m <sup>2</sup>	
	廊下・階段・EV	適宜	186m <sup>2</sup>	

#### 4) 施設配置の検討

##### (1) 施設配置に係る各種条件等の整理

施設配置ゾーニングプランの検討を行う上で、敷地（土地）及び施設に関する計画条件とともに、木造校舎の建設に向けた検討事項について整理します。

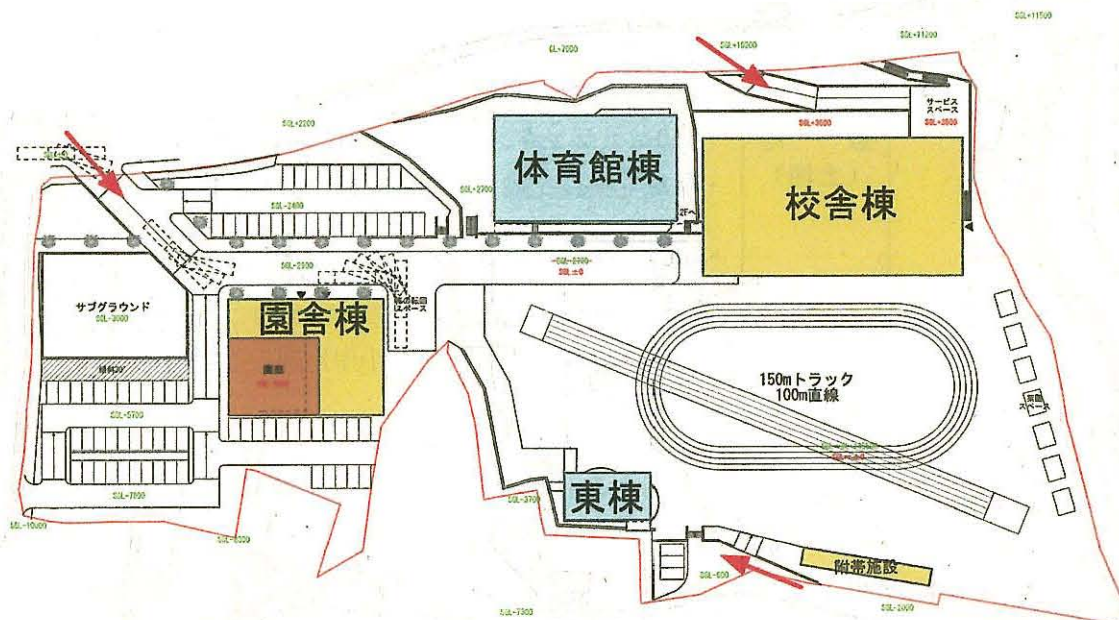
##### 【各種条件】

項 目		内 容
計 画 条 件	敷 地 (土地)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高低差が大きく、擁壁工事を極力小さくなるよう考慮する。</li> <li>・ 150mトラック、75m走路を最低限確保する。</li> <li>・ 敷地北側は土砂災害警戒区域のため配慮が必要。</li> <li>・ 大型バスの転回スペースを確保する。</li> </ul>
	施 設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存の建物を使用しながら建設を行う。</li> <li>・ 園舎（幼保）棟と校舎（小中）棟の2棟構成とする。</li> <li>・ 木造校舎を条件に計画する。</li> <li>・ 利用する木材は村材、県産（地域産）木材、流通材を活用する。</li> <li>・ 一貫校のため多学年編成となるため普通教室の配置に配慮する。</li> </ul>
検 討 事 項	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (既存) 東棟の改修内容。</li> <li>・ (既存) 体育館棟の改修内容。</li> <li>・ 再生可能エネルギーの活用（太陽光発電等の導入）</li> <li>・ 災害時における防災拠点機能</li> <li>・ 臭気については環境基準を守られているが検討する。</li> </ul>

## (2) 土地利用計画の検討

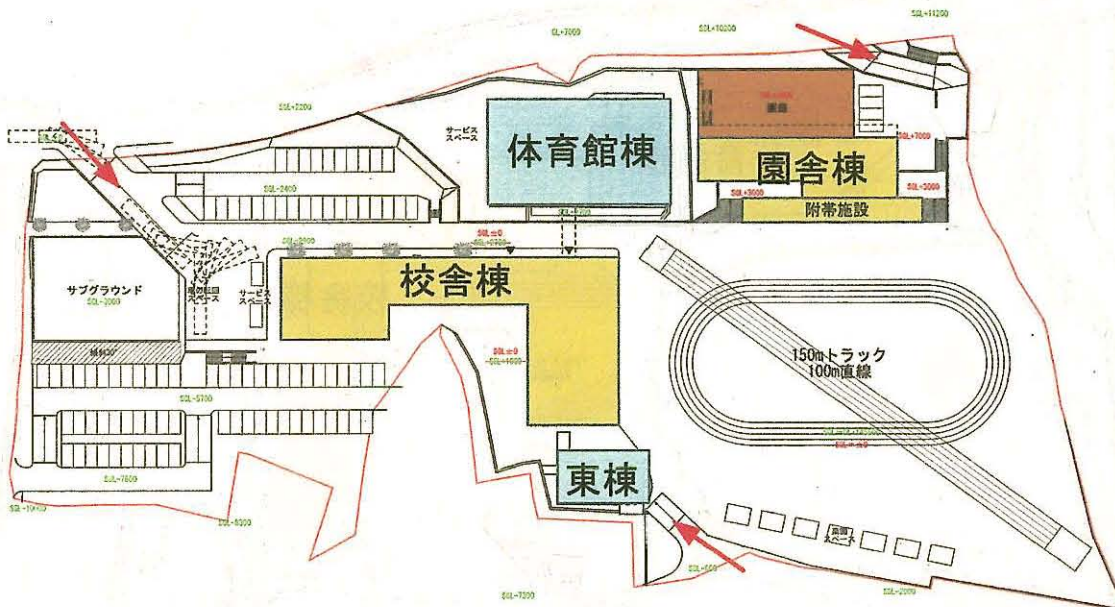
現体育館棟及び東棟は改修し活用していく方針のもと、新設校舎の配置やアプローチ、グラウンドの確保を検討しました。

### 【A案】



- ・①茶畑ゾーンの法面の土留めを兼ねて校舎ゾーンを配置
- ・⑥畑地ゾーンは駐車場、サブグラウンド、園舎棟を配置
- ・⑤既存校舎ゾーンは②運動場の一部になり、150mトラックと100m直線走路を確保
- ・既存校舎を利用しながら校舎新設が可能なように、建物建設を伴わず最後に整備可能な運動場を⑤既存校舎ゾーンに配置

【B案】



- ・⑤既存校舎ゾーン、⑥畑地ゾーンに、校舎棟を配置
- ・⑥畑地ゾーンは駐車場、サブグラウンドを配置
- ・①茶畑ゾーンに附帯施設、園舎棟を配置
- ・②運動場ゾーンは既存のまま配置し、150mトラックと100m直線走路を確保



(3) 施設配置の検討と比較

配置比較検討

配置案		A案	B案	C案
配置案				
教室環境（普通教室）	採光	東西採光となる	△ 南採光となる	○ 南採光となる
動線	アプローチ・通路	東側道路からのアプローチ、通路確保 既存の南側道路から斜面を通過する動線確保	○ 東側道路からのアプローチ、通路確保 既存の南側道路から斜面を通過する動線確保	○ 東側道路からのアプローチ、通路確保 既存の南側道路から斜面を通過する動線確保
	構内動線	サブグラウンドとの連携がしやすい	△ 東側と北側は繋がりにくい	△ 東側と北側は繋がりにくい
安全性	視線の見通し	職員室から東側アプローチ・グラウンドが見通せる	○ 職員室から東側アプローチの見通しが困難 グラウンドも見通しが困難	△ 職員室から東側アプローチ・グラウンドが見通せる
	土砂災害警戒区域	区域を避けて建物配置しており影響小	○ 区域を避けて建物配置しており影響小	○ 北側一部がイエローゾーンに近い
グラウンド	形状	150mトラック・100m直線を確保	○ 150mトラック・100m直線を確保	○ 150mトラック・75m直線を確保
	日影	校舎の影が落ちる	△ 校舎の影が落ちる	△ 校舎が2階建てであり影の影響少ない
周辺環境	東側住宅への影響	近接して建物無し影響すくない	○ 近接して建物無し影響すくない	○ 近接して建物無し影響すくない
駐車場整備	台数確保	100台未満	△ 100台以上	○ 100台未満
既存施設再利用		既存体育館を再利用	○ 既存体育館を再利用	○ 既存体育館を再利用
建物高さ	小中学校舎	3階建てで少々圧迫感あり	△ 3階建てで少々圧迫感あり	△ 低層（2階建て）で圧迫感少ない、避難上も有利
	幼稚園保育園舎	2階建てで圧迫感少ない	○ 2階建て・地盤の高い位置で圧迫感あり	△ 2階建てで圧迫感少ない
建築規模		3階建てであるがコンパクトのため延べ床面積小	○ 3階建て（一部4階建て）で動線あるため延べ床面積大	△ 低層であり動線面積が少ないため延べ床面積小
地域利用の考慮		2階を地域利用可能機能をまとめて配置し、明確にゾーニング	○ 南側に地域利用可能機能をまとめて配置し、明確にゾーニング	○ 西側に地域利用可能機能をまとめて配置し、校舎とは明確にゾーニング
災害時の考慮		避難所としての体育館と校舎棟が明確に分離しており災害時の仕方が明快	○ 避難所としての体育館と校舎棟が明確に分離しており災害時の仕方が明快	○ 避難所としての体育館と校舎棟が明確に分離しており災害時の仕方が明快
造成工事量		現茶畑部の校舎棟周りの造成工事量大 駐車場整備部の造成は必要	△ 現茶畑部の校舎棟周りの造成工事量大 駐車場整備部の造成は必要	△ 現茶畑部と距離を取ることで造成工事小 駐車場整備部の造成は必要
建設コスト		面積大により不利	△ 階数・面積大により不利	△ 低層でありコスト的かなり有利
工事中の仮校舎		茶畑に新校舎を建設するため、仮設校舎不要で引越し費用や手間が小	○ 緑小学校や使用していない校舎を利用するため、引越しや手間大	△ 現グラウンドに新校舎を建設するため、仮設校舎不要で引越し費用や手間が小
総合評価（○の数）		11	9	14

# 5)

## 「C案 修正前」

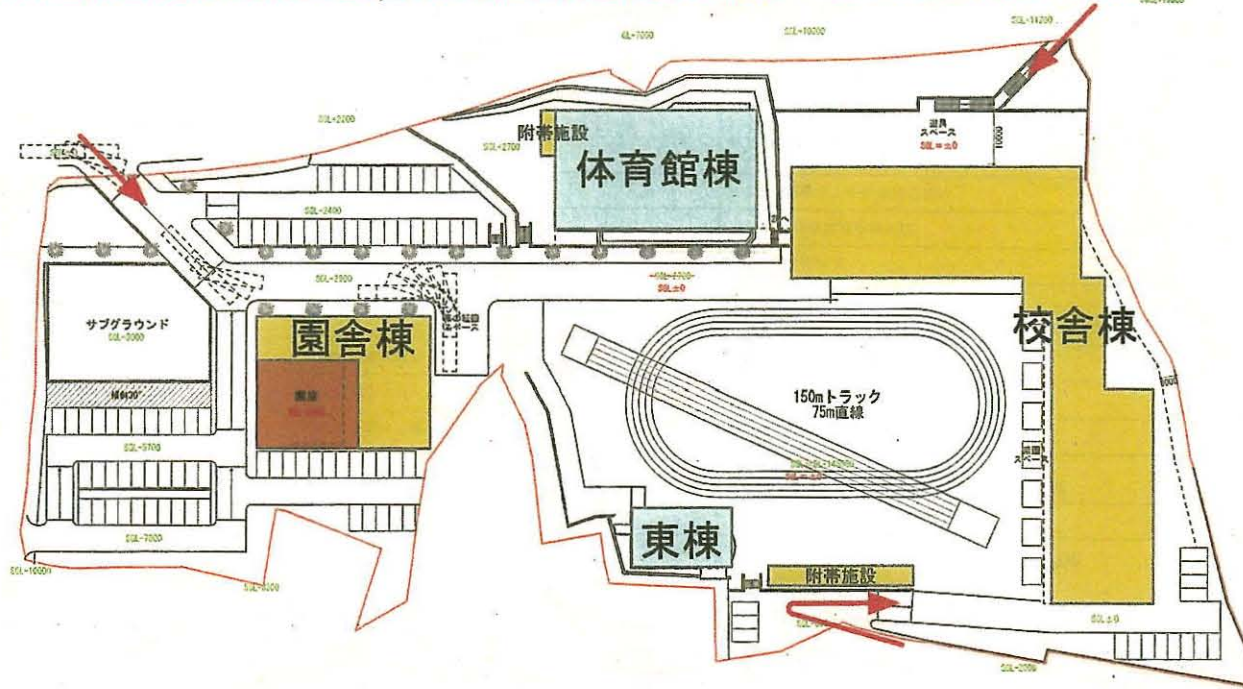
### 施設配置の方針

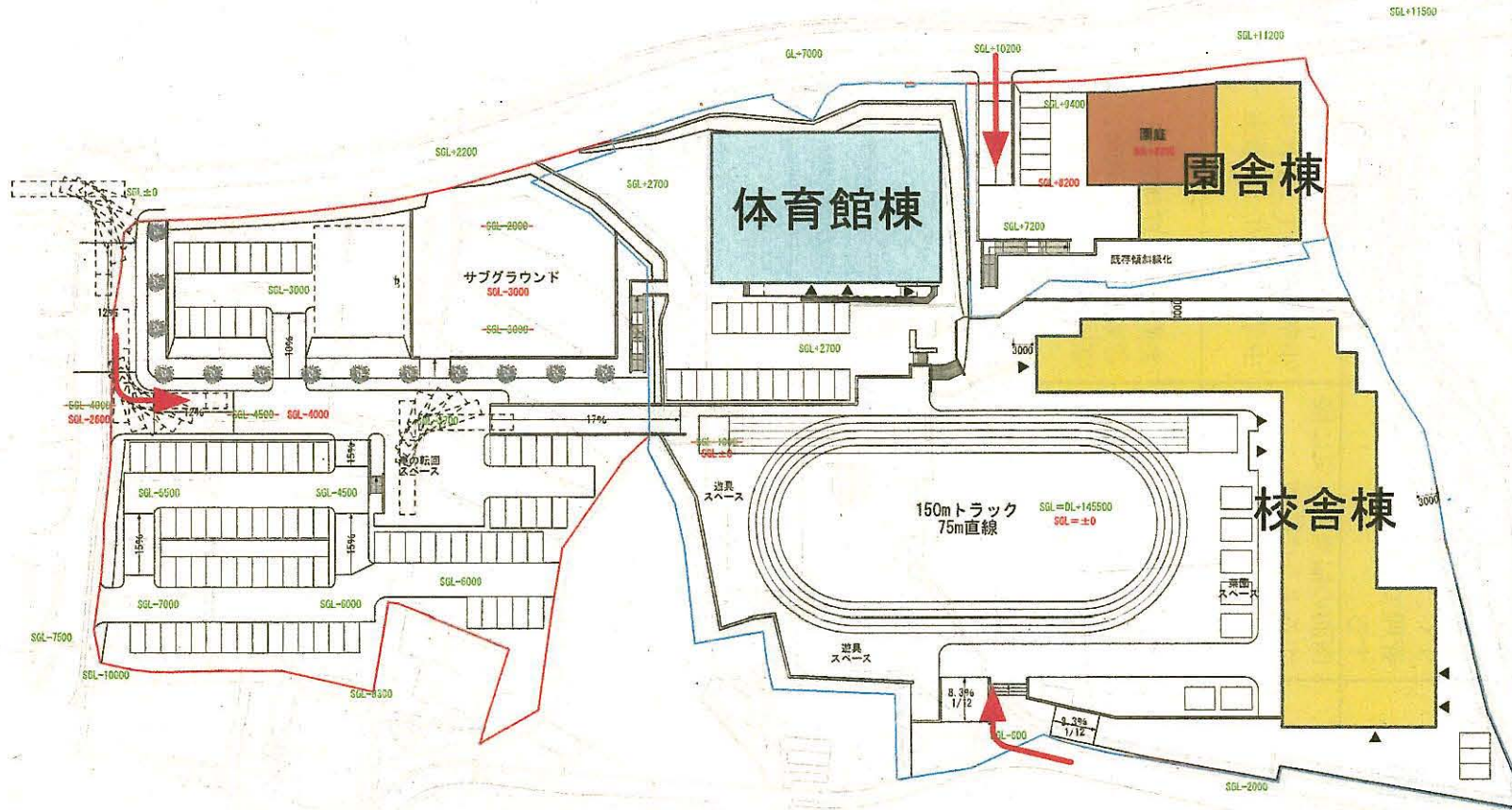
#### (1) 施設配置の基本方針

施設配置の基本的なゾーニング案のC案を基本に、必要な各種施設について、その配置の方針や主要な諸室等は次の通りになります。

ゾーニング案については、施設規模の想定を踏まえて施設配置の概ねの考え方を示したものであり、今後、諸室の配置等を検討しながら、具体的な施設配置や施設形状等についての詳細な検討を進めていくものとします。

※令和7年2月27日の第4回清川村幼保小中一貫校施設整備検討委員会では次の「C案」の施設配置がよいとされましたが、その後、開発許認可関係の確認、協議を行ったところ「C案」は開発行為に該当し、総事業費や事業実施の工事期間等が大幅に増える見込みとなったため次ページの「C案修正」に変更しました。





C案の修正箇所

- ①小中との連携を図るなどため園舎棟を体育館棟右横のお茶畑に移動しました。
- ②校舎棟を現在の緑中学校敷地内に納めるためグラウンド側に下げました。そのためグラウンドも下がり東棟を取り壊すことになりました。

「C案 修正後」

「最終案」

【I 屋内施設】

施設郡	主な施設	施設配置方針	主要諸室等
入口・ 管理諸室	玄関 昇降口	学童と児童・生徒の動線に分ける	—
	職員 管理諸室	生徒の行動を見守りやすく、かつ出入り口を管理できる位置に配置する	校長室、職員室、保健室
教室	普通教室	南面の採光と外気に接するように配置 小学校・中学校のフロアに分ける	小学 1-6 年生：6 教室 中学 1-3 年生：3 教室
	特別教室	一般開放しやすいように、普通教室と区画し、やすい位置に設ける 準備室は特別教室と隣接させる	美術教室、理科教室、音楽教室、図工教室、家庭科教室
	特別支援学級	普通教室と隔離しない	特別支援学級 4 学級
	多目的室	特別教室の近くに配置	—
	学童保育室	東棟に配置	—
	給食室	搬出入口の動線を生徒や歩行者の動線と分ける 食材搬入車、給食配送車の走路確保	—
	トイレ	各階にみんなのトイレを一つ配置 各教室からアクセスしやすい位置に設ける	みんなのトイレ、生徒用トイレ、職員用トイレ
	階段 エレベーター	二方向避難ができ、かつ各教室から 50m 以内の距離に配置する	—
	廊下	有効幅 2.5m 以上とる	—

【Ⅱ屋外施設】

施設郡	主な施設	施設配置方針	主要諸室等
運動施設	校庭 (グラウンド)	放課後や授業等で使用していないときは、子どもたちの遊び場、地域コミュニティ活動の場としても利活用	150mトラック 75m直線走路
	サブ グラウンド	部活動やカリキュラム上グラウンド使用が重なるときに利用 行事の際には駐車場としても使用できるよう整備	—
菜園	菜園	小学校の普通教室から見える位置に配置	—
駐車場・車路	車の転回 スペース	大型バスが方向転換できるよう配置	—
	歩道	敷地外から安全に昇降口までアプローチできるよう計画	—
	駐車場 駐輪場	児童・生徒と車両の動線が交差しないよう、昇降口から離す	駐車場 100 台分
エントランス ・門扉	正門	西道路からアクセスしやすい位置に配置 児童・生徒が利用する正門は1か所とする	—
敷地・道路 境界部	フェンス	隣地にボールが飛び出さないよう配置	—
植栽	植栽	児童・生徒が道路に飛び出さないように周囲に配置。建物の外壁から3m以上の通路を確保する	—

## 6) 施設整備の方針

施設配置の方針等を踏まえ、木造校舎建設に架かる各種施設等の整備の方針を次のとおりに設定します。

方針の設定にあたっては、「小学校施設整備指針」(R4.6 文部科学省)に示される各室計画に準拠しながら、施設の機能的・効果的な利用に配慮するものとします。また、災害時に一部避難所として利用することも考えられるため、この点を含めて検討を進めます。

### I. 屋内施設

#### 1. 学習関係諸室

##### a. 小学校・中学校

##### ①普通教室

- ・各学年を基本に集約的に配置し、多様な学習形態に対応する机、ロッカーなどが配置可能な面積、形状とする。
- ・十分な採光、通風等に配慮し、児童が快適に心地よく学習、生活できる環境を確保する。
- ・学習に必要な各種設備を適切に設置する。

##### ②特別教室

- ・美術教室、理科教室、音楽教室、図画工作教室、家庭科教室、図書室を配置する。
- ・各教室での学習内容、利用方法等に応じ、児童・生徒が安全に、かつ効果的に学習できる適切な規模、形状とする。
- ・各授業の準備や機材、作品等の保管場所などとして利用できる準備室を併設する。
- ・実験設備や音響設備、工作機械、調理設備等教科内容に応じた必要な設備を配置する。

##### ③特別支援教室

- ・児童・生徒の障がいの状態や特性等に応じ、特別支援学校施設整備指針を準用する。
- ・障がいの状態に応じた教科指導や、障がいの状態の改善・克服を目的とする指導等の多様な学習活動等に柔軟に対応できる空間を確保する。
- ・障がいの特性を考慮し、十分な安全性を確保することのできる位置、室内環境を確保する。

- ・障がいのない児童・生徒との交流及び共同学習への対応を考慮し、他の普通教室、多目的教室等との関連に留意する。
- ・職員室及び保健室との連絡、トイレ等との連絡を念頭にした位置となるよう配置する。

### ③多目的室

- ・他の学習空間との役割分担及び機能的連携を十分検討し、学習内容や学習形態等に応じ、適切な面積、形状とする。
- ・地区の特性を踏まえ、今後の児童・生徒の動向に伴い、必要となる普通教室としての活用を視野に入れる。

### ④準備室・資料室

### ⑤学童保育室

東棟を活用する。

## b. 幼稚園・保育園

### ①教室

### ②保育室

## 2. 体育館

- ①緑中学校の既設体育館を改修して使用する。
  - ②緑小学校の既設体育館を第2体育館として改修して使用する。
- ※村の指定避難所として必要な改修を行う。

## 3. 生活・交流空間

### ①給食施設

- ・騒音、臭い等により学習活動に支障を及ぼすことなく、また、食材搬入車両が進入しやすい位置とする。
- ・食中毒の原因となる雑菌等の発生を抑制し、衛生管理を行いやすい施設として計画する。
- ・電気調理器や残渣の活用を図る。

### ②交流スペース

### ③テラス、バルコニー

## 4. 共通空間

#### ①玄関、昇降口

#### ②トイレ、手洗い、流し、水飲み場

- ・教室の児童・生徒が利用しやすい位置に2箇所ずつ配置する。
- ・男女別トイレ、障がいのある児童・生徒、教職員及び災害拠点としての役割を踏まえ高齢者、障がい者等の利用に配慮した多目的トイレを一体的に配置する。
- ・教職員用や来賓用のトイレは、児童・生徒用とは別に管理・諸室群に配置する。

#### ③廊下、階段、E V

- ・各種情報の掲示空間、作品等の展示空間等としての活用を図る。
- ・できる限り自然光を取り入れるなど、明るく心地よい廊下空間となるよう配慮する。
- ・児童・生徒が安全に行き来できる幅員を確保する。
- ・車椅子使用者や怪我等により階段利用が困難な児童・生徒等の安全な移動手段としてエレベーターを階段と隣接して設置する。
- ・体育館は避難所になることも踏まえ、直接入場できる階段やエレベーターの設置を検討する。

#### ④その他

### 5. 管理関係諸室

#### ①教職員諸室／校長室、職員室

- ・屋外運動場やアプローチ部分などの見渡しがよく、校内各所への移動に便利な位置に計画する。
- ・学習関係諸室等に近い位置に計画する。

#### ②保健室

- ・日照、採光、通風、換気、音の影響等に配慮した良好な環境を確保する。
- ・屋内外の運動施設との連絡がよく、児童・生徒の出入りに便利な位置に計画する。
- ・救急車、レントゲン車などが容易に近接できる位置に計画する。
- ・職員室との連絡及び便所等との関連に十分留意して位置を計画する。

### ③相談室

### ④受付・主事室

- ・校長室、職員室、外来者用玄関、受付等との連絡のよい位置に計画する。なお、校内の各種設備の集中管理等を行う場合には、校内各所への移動に便利な位置に計画する。

### ⑤会議室、応接室

### ⑥職員用更衣室

### ⑦トイレ、手洗い

### ⑧倉庫、機械室

## 6. コミュニティ住民参加施設

## II. 屋外施設

### 1. 校庭（メイングラウンド）

- ・1周150mトラック及び75m直線コースを最低限確保する。
- ・運動競技に支障のない箇所に、鉄棒等の運動施設やブランコ等の遊具施設を配置する。
- ・校庭面については、適度の保水性と良好な排水性を確保する。
- ・表層部分については、けがの防止、維持管理の方法、砂ほこり等の飛散防止等に十分配慮しつつ、運動に適した材質を選定する。
- ・校庭に面して水飲み場、手洗い場を設置する。
- ・校舎の破損等防止のための乏球ネット等を必要に応じて設置する。
- ・地域開放利用を図る。
- ・夜間使用が必要な場合については、適切に夜間照明施設を設置する。

### 2. 園庭

### 3. サブグラウンド

- ・校庭面については、適度の保水性と良好な排水性を確保する。
- ・車両が侵入しても耐えうる仕上げとする。

## 7) 概算事業費の検討

### (1) 事業費の考え方

#### 1. 近年の公共事業における事業費の状況

ここ1～2年の間で、建設費の高騰が激しく、公共事業の事業費、予算の増加の傾向にあり、予算を増加しても公共事業の入札において不調になることが多くなってきています。考えられる原因としては、資材の高騰、職人、現場監督等の人材不足による人件費（施工・手間費）の高騰が挙げられます。これは公共事業のみならず、民間工事においても同じ傾向です。

#### 2. 事業費の算定の考え方

- ・造成費

各案の切り盛りの概略の造成計画を行い算定します。

- ・校舎棟

3階建て学校は特定準耐火建築物（1時間準耐火+木三学の条件）の適用があり、もしくは、1階～2階建て2000㎡を超えは準耐火建築物の適用があるため、同等の性能のRC造の事例で算定します。

- ・幼稚園、保育園舎棟

上層階に保育室を設けると耐火性能の適用があるため、2階建てもしくは平屋建てとし、耐火性能の適用がない木造として算定します。

- ・体育館棟

すべての案を既存体育館改修として算定します。

- ・既存解体工事費

アスベスト調査対応を含んで算定します。

- ・校庭外構整備、駐車場工事

舗装などの仕上げなどで算定します。

- ・設計監理、開発許可申請業務

公共施設に対して国交省で制定している基準で算定します。

- ・各種調査費・手数料

必要と想定される費用を算定します。

- ・家具

新規に整備するという前提で、各案ともに同額で算定します。

- ・予備費

今後の協議進行により開発許可により必要となってくる構造物や、予期せぬ必要性が出てきた場合の予備費として5%程度見込みます。

・物価高を考慮

現状の実績などで算定する事業費は、2024年～2025年時点の価格であり実際に実施される事業年度を考慮して物価高を考慮した事業費を算定する必要があると考えます。今後の建設費の状況が正直読めないところではありますが、現状から下がることはないと予想され、予備的な意味で10%程度を見込んでおく必要があると考えます。

3. 事業費縮小の検討

事業費を縮小する目的で、下記の視点での検討の必要はあると考えます。

- 1) 造成費の掛からない配置計画
- 2) 建築費を抑える建築計画：2階建て程度の低層化など
- 3) 幼稚園、保育園の併設の再検討：子ども園として一体化、  
整備年度を次年度に見送るなど
- 4) 学校建築のスリム化各教室や特別教室の規模の見直し縮小の検討
- 5) 体育館の既存利用：既存を利用し改修するとしても改修内容のスリム化

(2) 事業費の検討 A案 B案 C案の総事業費

項目	備考		
造成工事費			
校舎工事費(小中)			
校舎工事費(幼保)			
体育館改修工事	空調・床仕上げ・照明改修工事のみとする		
東校舎改修工事			
既存建物解体工事費			
校庭・外構整備工事費			
駐車場工事費			
設計監理料	告示8号(学校・木造加算)・官庁積算含む・改修含む・追加業務10%		
開発設計許可申請業務	事務所協会算定指針・面積は中学校敷地の2倍と想定		
各種調査費・手数料	地質・土壌・電波障害・アスベスト調査・確認申請など申請手数料		
家具			
予備費	事業費の5%と想定(開発許可対応他)		
物価上昇	事業費の10%と想定		
総事業費	A案：66.6億	B案：67.2億	C案62.8億

※ 「C案」を修正した、「C案修正」の総事業費はP48に記載しています。

「C案 修正前」

■事業費見直し後の 清川村幼保小中 事業費概算 C案修正

【税込】

NO	項目	備考
1	造成工事費	
2	校舎工事費（小中）	（小学校24人教室、中学校24人教室）
3	園舎工事費（幼保）	
4	体育館改修工事	空調・床仕上げ・照明改修工事等
5	既存建物解体工事費	
6	校庭・外構整備工事費	
7	駐車場工事費	
8	設計監理料	
9	開発設計許可申請業務	
10	各種調査費・手数料	地質・土壌・電波障害・アスベスト調査・確認申請など申請手数料
11	家具	
12	予備費	
<b>C案修正後 49.3億</b>		

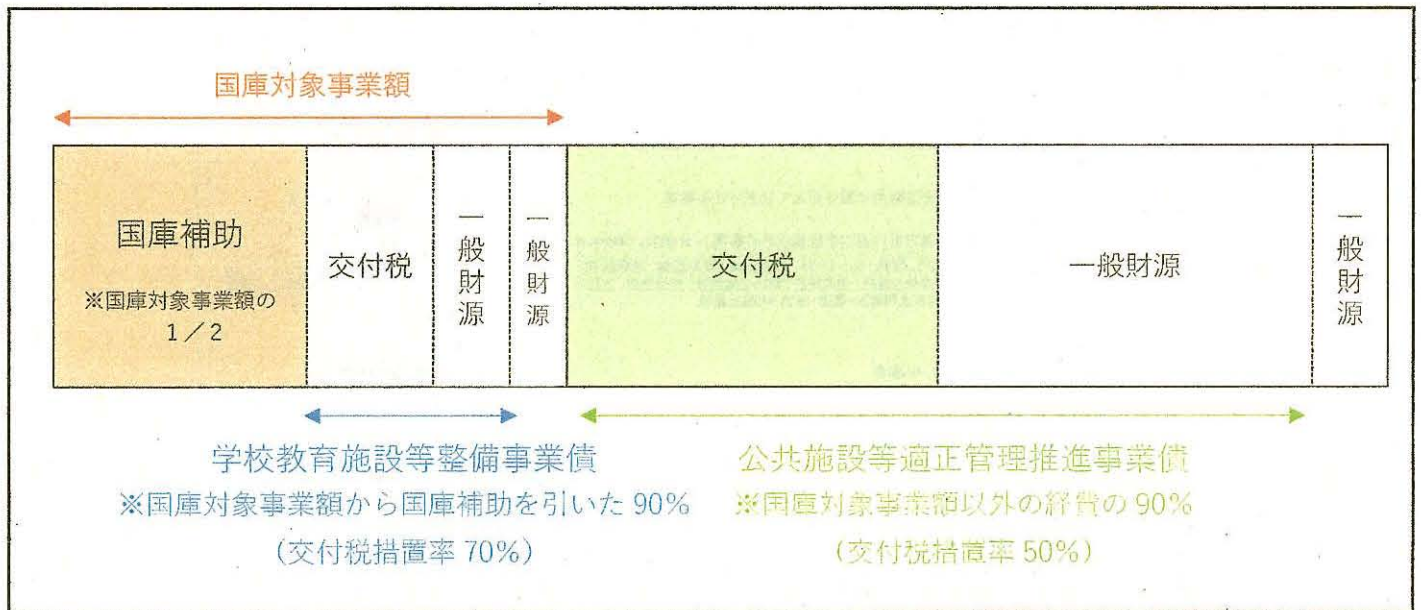
前ページで算出した事業費を基に施設整備費に係る財政シミュレーションを実施しましたが、建設物価等の高騰などにより、あらためて全体事業費の見直しが必要になり、小中学校の1学級あたりの想定人数を35人から24人に修正するなどして事業費の圧縮を図りました。

「C案 修正後」

「最終案」

## 8) ■施設整備費に係る財源構成の想定

(全体図)



### ■主に活用する国庫補助

公立の小学校、中学校などを適正な規模に統合するために必要となる校舎等の新築等に要する経費の1/2を負担する「公立学校施設整備費負担金」、また、公立の義務教育諸学校等の施設に係る改築等の事業の実施に要する経費に充てることができる「学校施設環境改善交付金」の2つの補助事業を幼保小中一貫校の施設整備費の財源として想定しています。

「公立学校施設整備費負担金」の対象となります「校舎等の新築に要する経費」は、学級数に応じた必要面積に国の定める建築単価を乗じて算出することになります。

必要面積の算出の際には、通常級以外に必要な「特別支援学級」や「特別教室」を加えるとともに、整備を計画しています「学校給食施設」や「幼稚園」についても同様に算出することで負担金が交付されることとなります。

また、「屋内運動場」の改修につきましては、現在の緑中学校の体育館を対象として、「学校施設環境改善交付金」の活用を見込んでいます。

### ■活用する事業債

国庫対象事業額から国庫補助を除いた費用については、そのうちの90%に充当できる「学校教育施設等整備事業債」の活用を想定しています。当該起債は元利償還金の70%が普通交付税に算定されることで、村の財政負担を大きく軽減することができます。

また、国庫対象事業額以外の費用については、学校等を含めた公共施設等全体の効率的な活用に向けて、長期的な視点をもった更新・統廃合・長寿命化などの取り組みを推進することを目的とした「公共施設等適正管理推進事業債」\*（充当率90%・普通交付税措置率50%）の活用を想定しています。

\*「公共施設等適正管理推進事業債」の現段階の適用期間は令和8年度までとなっておりますが、現在、適用期間の延長が検討されています。

(総務省ホームページより)

### 公共施設等適正管理推進事業

**公共施設等の適正管理**

- 過去に建設された公共施設等が今後、大量に更新時期を迎える一方、地方団体の財政は依然として厳しい状況にある
- そのため、地方団体において、長期的な視点をもって施設の更新・統合・長寿命化などに取り組めるよう、「公共施設等適正管理推進事業債」により取組を推進

**公共施設等適正管理推進事業債**

**【対象事業】**

- ① 集約化・複合化事業
  - ・ 延床面積や維持管理経費等の減少を伴う集約化・複合化事業
- ② 長寿命化事業
  - ・ 公共用の建築物
  - ・ 施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業
  - ・ 社会基盤施設
  - ・ 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（一定規模以下等の事業）
- ③ 転用事業
- ④ 立地適正化事業
- ⑤ ユニバーサルデザイン化事業
- ⑥ 除却事業

**【元利償還金に対する交付税措置率】**

- ① 50%
- ②～⑤ 財政力に応じて30～50%
- ⑥ 交付税措置なし

**【事業期間】 令和8年度まで**  
**【令和6年度事業費】 4,800億円**

### 公共施設等適正管理推進事業について

**【事業期間】 令和4年度～令和8年度**      **【事業費】 4,800億円 (令和6年度)**

**【地方財政措置】 公共施設等適正管理推進事業債**

対象事業	充当率	交付税措置率
① 集約化・複合化事業	90%	財政力に応じて30～50% (注)
<b>【建築物（公民館等）】</b> ・ 延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業 <b>【非建築物（グラウンド等）】</b> ・ 維持管理経費等が減少すると認められる集約化・複合化事業 ※複数団体の連携して実施する集約化・複合化事業の取組については、対象施設を有しない団体を実施主体に含む。		
② 長寿命化事業		
<b>【公共用建築物】</b> ・ 施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業 <b>【社会基盤施設】</b> ・ 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（一定規模以下等の事業） 道路、河川管理施設（水門、堤防、ダム（本体、放流設備、観測設備、通報設備等））、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、空港施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設		
③ 転用事業		
・ 他用途への転用事業		
④ 立地適正化事業		
・ コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業		
⑤ ユニバーサルデザイン化事業		
・ 公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業		
⑥ 除却事業		
・ 公共施設等の除却を行う事業		

（注）長寿命化事業は、大規模改修事業に係る事業に限り、地方自治体に対する交付税措置（交付税措置率）は、当該改修事業の開始年度から開始年度から1年以内の期間に限り適用される。

## ■将来的な財政負担

上記の国庫補助及び事業債の活用により、村の将来的な財政負担については一定の見通しが立っていますが、不安定な世界情勢の影響や急激な円安の進行に伴う燃料価格、建築資材価格及び人件費など、物価の高騰が引き起こされたことで施設整備費の増大などの不安要素も認められます。

また、国が定める「公立学校施設整備費負担金」における建築単価については、昨今の状況を受けて毎年約10%ずつ上昇していますが、実際の施設整備と国庫補助における建築単価には依然として大きな乖離が生じています。

他にも、子ども・子育て分野、環境分野及び防災分野など施設整備に活用できる各種補助事業を精査し、必要な財源を確保することで、村の将来的な財政負担の軽減を図ります。

## 9) 清川らしさ、木造・木質化の学校づくり

清川村の豊かな自然に囲まれ、日当たり、風向き、景色など最大限の魅力が引き出された学びの場所となるよう計画していきます。

木造はRCの耐用年数47年に比べ22年と短いですが、適度な修繕を繰り返していくこと何百年ももつことが知られています。奈良の法隆寺や長野の松本城など当時のまま残っている木造建築物です。近年木造の良さは見直されており、学校など公共建築物に利用されるようになっていきます。

また、最近の研究では木の学校の効果として、心理面ではストレスの緩和、作業効率の向上、居場所の確保、健康面ではけがの防止や足腰の負担の軽減、学校への愛着など研究結果として報告されています。

清川村においても新たな木造校舎には、床・壁・天井・建具・家具などの内装部分についても木質化を進め、木の持つ温かみに包まれた学習・生活環境を創ります。

適切なバランスで木造・木質化を行うことで、室内の明るさを確保しつつ、授業中の子どもたちの疲労症状や教師の蓄積的疲労を緩和し、木の持つ香りの良さ、落ち着く気持ちが良いなどの情緒的な安定を与えることができるほか、断熱や通風、日射遮断の工夫により穏やかな温熱環境を形成することで、湿度のばらつきも抑えることが可能となります。

## 10) 計画の見直しについて

令和6年度 第4回清川村幼保小中一貫校施設整備検討委員会では、P36の「C案 修正前」の施設配置計画が多くの委員から支持をいただきました。

その後、事務局で「C案 修正前」を基に開発許認可関係の関係機関と確認、協議を行ったところ「C案 修正前」は開発行為に該当する可能性が高いことがわかりました。

開発行為に該当した場合、総事業費や施設整備の工事期間が大幅に増える見込みとなったため、あらためて役場庁内で再検討を行い、検討結果を令和7年度の清川村幼保小中一貫校施設整備検討委員会で説明し、「C案 修正前」を P37の「C案 修正後」に修正することをご理解をいただきました。

また、「C案 修正前」の事業費で施設整備に係る財政シミュレーションを行ったところ、現時点では建設物価等の高騰などにより、あらためて全体事業費の見直しが必要になり、小中学校の1学級あたりの想定人数を35人から24人に修正するなどして事業費の圧縮を図りました。

こうした関係機関との協議や事業の見直し、財政シミュレーションなどに多くの時間を要したため、基本計画(案)の策定が遅れ、全体の開校までのスケジュールが約1年間遅れることになりました。

### 3. 今後の進め方と課題

#### 1) 一貫校建設に向けたスケジュール

一貫校の建設までの全体的なスケジュールについては、以下の流れを想定しています。

令和7年度の基本計画を踏まえ、令和8年度からは設計施工実務者を選定するための要項づくり、実務者選定を行います。

令和9年度に具体的な設計段階として基本設計及び実施設計を実施します。

令和10年度に建設工事に着手・令和11年度に完了し、令和12年度に新校舎として開校していく予定でいます。

また、配置計画にも寄りますが、校舎の解体等を開校後進めていくとともに、新たな校庭、外構の整備を進めます。

ただし、用地の拡張に伴い、各種調整が必要にあることが大いに考えられ、関係機関との密な協議、調整を行うことにより事業工程を計画する必要があります。

#### 【スケジュールの見直しについて】

算出した事業費を基に、施設整備費に係る財政シミュレーションを実施しましたが、建設物価等の高騰などにより、あらためて全体事業費の見直しが必要になり、小中学校の1学級あたりの想定人数を35人から24人に修正するなどして事業費の圧縮を図りました。

その上で再度財政シミュレーションを行ったところ村の将来的な財政負担に一定の見通しが立ち、今後も一貫校建設事業を進めていく見通しが立ちました。

こうした事業費の見直しなどに時間がかかり、基本計画（案）の作成が遅れたため、全体スケジュールも1年遅らせるかたちで見直しを行いました。

開校年度もこれまでの令和11年度から令和12年度に変更しました。



## 2) 実務者選定について

### (1) 実務者選定の考え方

本報告書で検討されている校舎建設の設計にあたり、次の点を考慮した設計を期待します。

清川村や地域の象徴・特徴となる建築デザインの立案

地域住民等の意見を踏まえた建築デザインの立案

木造校舎建設にあたり、村の考える木の学校づくりの主旨を理解した建築デザインの立案

県産材や地域産材、流通材等を活用し、木材の特性を活かした建築デザインの立案

全体の建設コスト、防火及び防災を考慮した建築デザインの立案

## (2) 実務者への発注方法・選定方法

設計、施工を行う実務者への業務発注方法は、次にあげる方法があります。

各々のメリット、デメリットをあげます。

発注方法	A. 設計・施工分離 発注方式	B. 設計・施工一括 発注方式 (デザインビルド方式)	C. ECI方式 (Early Contractor Involvement : アーリー・コントラクター・ インボルブメント方式)
特徴	設計事務所が基本設計から実施設計、監理まで行い、総合建設会社が工事を行う方式。	設計事務所と総合建設会社が協働で、設計、工事を一括で行う方式。	優先交渉権者（施工者）と工事契約を前提に技術協力業務の契約を締結し、設計業務に技術提案の内容を反映させながら行う方式。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計事務所が実施設計、工事監理まで行うため、発注者の意図や求められる機能や性能を一貫して工事に反映させることができる。</li> <li>発注者が、設計者と施工者各々と直接コミュニケーションを取ることができるため、意思の疎通がしやすい。</li> <li>設計者が施工者からの提案等に対して、発注者に第三者的な立場で比較検証、アドバイスができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計段階での設計や施工に関する技術力、組織力によるスケジュールやコストコントロール等が容易。</li> <li>一括発注することで設計・施工責任を一元化できる</li> <li>設計時から施工を見据えた品質管理が可能になる。</li> <li>発注業務が軽減されるとともに、設計段階からの施工の準備が可能となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計段階より施工者の技術力を設計内容に反映させることでコスト削減、工期短縮等を実現できる。</li> <li>設計に対して施工者視点の提案が行われるため、施工を見据えた品質管理や施工段階でのリスク回避が期待できる。</li> <li>設計段階でサブコンやファブとの調整ができるので、施工段階での材料の確保や市場コストの影響を受けにくい。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施設計図書の完成後に総合建設会社から見積を徴収するため、工事費の調整、発注金額の確定に、かなりの時間がかかる場合がある。</li> <li>発注者が工事の手順、スケジュール調整に関与する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工者の提案等に対して発注者側に立つ設計者等による価格や提案内容に対する妥当性の比較検証などのチェック機能が働きにくい場合がある。</li> <li>発注者に施工者の提案に対する専門的な判断能力等が必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発注者と優先交渉権者は実施設計後に価格交渉、合意により工事契約締結となるため、場合によっては不調のリスクがある。</li> <li>契約や事務処理が煩雑になる。</li> <li>まだ適用事例が少なく、適用するためには有識者等の助言などを得ながら進める必要となる可能性が大。</li> </ul>

また、選定方法は次の方法があります。

	一般競争入札方式		随意契約方式
方法	1. 最低価格落札方式	2. 総合評価入札方式	3. 公募型プロポーザル
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書に対して予定価格の範囲内で最低価格を提示した実施者に対して発注を行う。</li> <li>品質を担保するために落札の最低価格を設けることもある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>価格、技術の評価基準を策定し、価格点+技術点の合計で評価を行う。</li> <li>プレゼンテーションを実施する場合もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公告等で契約限度額を公示した上で広く提案者を募集し、提出された企画書・見積書・プレゼンテーションを基に実施者を決定する。</li> <li>評価が最も高かった者を優先交渉権者とし、優先交渉権者との間で契約交渉を行い契約を締結する。</li> </ul>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>価格による競争環境を確保することにより、価格を重視して実施者の選定を行うことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>価格と提案内容を総合的に評価することができる。</li> <li>業務受託者選定後の契約交渉の負担が少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>提示した仕様以上に、提案者視点での新たな発想が期待できる。</li> <li>優先交渉権者選定後の契約交渉が可能となる。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>価格のみで実施者を決定するため、実施者の技術力を評価することができない場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施者の決定までに時間を要する場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>価格が高くと、提案内容が良い実施者が選定される場合がある。</li> </ul>

以上の発注方法、選定方法について、本事業の今後の事業工程や各種調整事項、および他自治体における学校建て替え事業等同種事業の実績事例を参考にすると、

**発注方法：B. 設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）**

**選定方法：2. 総合評価入札方式、もしくは、3. 公募型プロポーザル方式**

が、最適であると考えられます。

### 3) 計画の実現に向けて

一貫校建設に向けては、以下の点に留意をしながら、今後とも継続して検討を進めていく事項として整理します。

#### 1. 教室面積の縮小の認識

計画案では、小学校：1ユニット＝6.37m×6.37m（40.5㎡）※24人学級

中学校：1ユニット＝6.37m×8.20m（52.3㎡）※24人学級

で全体計画面積計算しています。

（現緑小学校＝64.0㎡、現緑中学校＝65.1㎡）

#### 2. 既存体育館、既存東棟校舎の活用

比較的建設年度が遅い2つの建物について、既存利用を前提とします。ただし、改修をどのレベルまで行うかの調査と検討が必要です。

#### 3. 幼稚園＋保育園棟を2期工事とすることを検討

幼稚園と保育園の併設とするのかも含めて、事業予算のための実施工期をずらすことも検討が必要です。

#### 4. 災害時の避難拠点となるための設備、施設、土地利用の検討

災害時の利用を十分に配慮した計画とします。

#### 5. 清川らしい特徴ある一貫校とするための検討

地域の特性を生かした施設の特徴をつくります。

#### 6. 子供のための施設を集約する検討

村の子供関連の施設、機能を集約させることによって、子育てしやすい環境づくりを目指します。

#### 7. 学校生活での安全性や快適性等に十分に配慮した計画の立案

子供たちに対してはもちろんのこと、コミュニティ利用者にも安心安全な施設、環境づくりを目指します。

#### 8. 地域のコミュニティの場や様々な活動の拠点としての機能維持・強化

コミュニティスクールとして学校施設利用の促進のため、既存東棟校舎にその機能と場を配置し利便性を高めます。

## **9. 地域経済循環サイクルによる地域産業の活性化**

地元産業との連携と農業との連携を図ります。

## **10. 開発許認可関係の確認、協議、それに伴う全体工程の精査**

計画予定地範囲の拡大、法規・条例等の変更などを把握し、スムーズな工程計画をつくります。

## **11. 全体事業費の精査**

現時点や数年後にも予想される資材、人件費の高騰状況を受けて、事業費の適正化を図ります。

## **12. 維持管理費（ランニングコスト）の縮減となる計画の立案**

建物の各種性能を確保し、ランニングコストを低減する計画とします。

<資料編>

1) 策定の経緯

開催日	開催内容
令和6年 6月18日	第1回 清川村幼・保・小・中一貫校施設整備検討委員会 【議題】 一貫校の計画にあたって 1) 木造・木質化の学校建築 2) 一貫校の事例 3) 清川村学校施設現場調査
令和6年 11月6日	第2回 清川村幼・保・小・中一貫校施設整備検討委員会 【議題】 一貫校に必要な施設の検討 1) 計画地の課題と問題点 2) 一貫校の施設用途の整理 3) 施設構成 4) コミュニティと市民参加のための施設整備
令和7年 1月30日	第3回 清川村幼・保・小・中一貫校施設整備検討委員会 【議題】 配置計画案の検討 1) 計画地の特徴と課題の整理 2) 配置検討案 3) 比較検討 4) 事業費の考え方
令和7年 2月27日	第4回 清川村幼・保・小・中一貫校施設整備検討委員会 【議題】 基本計画案の検討 1) 基本計画案の作成 2) 事業工程案 3) 今後の検討事項

## 清川村幼小中一貫校施設整備検討委員会名簿

任期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

委員長：飯塚利行 副委員長：船津慎一

No	氏 名	所属及び役職	備 考
1	橋本 直人	村教育委員選出	
2	伊藤 攻	村自治会長連絡協議会会長	煤ヶ谷地区
3	川瀬十三男	村自治会長連絡協議会選出	宮ヶ瀬地区
4	飯塚 利行	学識経験者	
5	船津 慎一	緑小学校長	
6	本間 隆司	緑中学校長	
7	手塚 明浩	宮ヶ瀬中学校長	
8	片山智絵子	清川幼稚園園長	
9	杉山喜代美	あおぞら保育園長	
10	山口 健人	緑小学校PTA選出	
11	朝倉 大輔	緑中学校PTA選出	
12	齋藤 克二	宮ヶ瀬やまびこ会選出	
13	長谷川真弓	清川幼稚園保護者会選出	
14	小杉 麻衣	あおぞら保育園保護者選出	
15	秋山りさ子	公募委員	
16	青木 高人	公募委員	

## 清川村幼保小中一貫校施設整備検討委員会名簿

任期 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

委員長：飯塚利行      副委員長：船津慎一

No	氏名	所属及び役職	備考
1	橋本 直人	村教育委員選出	
2	伊藤 攻	村自治会長連絡協議会会長	煤ヶ谷地区
3	岡本やよい	村自治会長連絡協議会選出	宮ヶ瀬地区
4	飯塚 利行	学識経験者	
5	船津 慎一	緑小学校長	
6	則包 大輔	緑中学校長	
7	手塚 明浩	宮ヶ瀬中学校長	
8	片山智絵子	清川幼稚園長	
9	遠藤 利香	あおぞら保育園長	
10	山口 健人	緑小学校PTA選出	
11	大矢 幸恵	緑中学校PTA選出	
12	齋藤 克二	宮ヶ瀬中学校保護者代表選出	
13	山田 美香	清川幼稚園保護者会選出	
14	小杉 麻衣	あおぞら保育園保護者代表選出	
15	秋山里さ子	公募委員	

# 清川村幼保小中一貫校施設整備基本計画（案）に関するパブリックコメントの実施について

## 1 目 的

村では、学校施設の老朽化と少子化がすすむなか、今後の学校のあり方について、令和2年7月に「清川にひとつの 清川らしい幼稚園・小学校・中学校が一体となった新しい一貫校をつくりあげる」という方針決定をしました。その後、令和5年12月には「清川村幼小中一貫校施設整備基本構想」を策定し、約2年間の検討期間を経て基本計画（案）をまとめましたので、皆さまからの御意見を募集します。

## 2 パブリックコメントの対象

清川村幼保小中一貫校施設整備基本計画（案）

## 3 基本構想（案）及び関係資料の閲覧

次に掲げる場所等で、令和8年2月3日(火)から令和8年2月13日(金)まで閲覧を行います。

- (1) 清川村役場 4階 教育委員会事務局 学校教育課窓口
- (2) 清川村生涯学習センターせせらぎ館 1階 清川村図書館
- (3) 清川村ホームページ

## 4 意見の提出期間

令和8年2月3日(火)から令和8年2月13日(金)まで

※ 郵送の場合は、末日の消印有効とします。

## 5 意見の提出資格

- (1) 村内に住所を有する者
- (2) 村内に事務所又は事業所を有する個人、法人及び※その他団体。  
※その他団体の構成員は、住民に限る。構成員名簿の提出が必要です。
- (3) 村内の事務所又は事業所に勤務する者

## 6 意見の提出方法

意見については、所定の意見提出用紙に記入のうえ、次の方法により提出してください。

### (1) 持参する場合

清川村役場 4階 教育委員会事務局 学校教育課窓口へ直接提出してください。

### (2) 郵送する場合

郵 送 先 〒243-0195

神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷 2216 番地  
清川村教育委員会事務局 学校教育課

(3) ファックスで送信する場合

ファックス番号 046-288-1262

(送信先 清川村教育委員会事務局 学校教育課)

(4) 電子メールで送信する場合

メールアドレス iinkai@town.kiyokawa.kanagawa.jp

(送信先 教育委員会事務局 学校教育課)

電子メールの件名

「清川村幼保小中一貫校施設整備基本計画(案)に関するパブリックコメント」

## 7 意見の取扱い

提出された意見は、清川村幼保小中一貫校施設整備基本計画(案)の制定にあたって参考とさせていただきます。また、個人情報を除き、意見の概要、意見に対する村の考え方及び修正した場合は修正案を公表します。

なお、提出された意見に対して、個別の回答はいたしません。

## 8 関連する資料

【パブリックコメントの対象】

清川村幼保小中一貫校施設整備基本計画(案)

【関連資料】

- (1) 清川村幼保小中一貫校施設整備基本計画(案)に関するパブリックコメントの実施について
- (2) 意見提出用紙
- (3) 清川村パブリックコメント手続きに関する要綱
- (4) 清川村幼保小中一貫校施設整備基本計画(案)

\*関連する資料としてパブリックコメントの対象外ですが、用地選定資料を情報提供します。

## 9 問い合わせ

清川村教育委員会事務局 学校教育課

電話 046-288-1215 (直通)

ファックス 046-288-1262

電子メール iinkai@town.kiyokawa.kanagawa.jp

清川村幼保小中一貫校施設整備基本計画（案）  
 に関するパブリックコメント 意見提出用紙

提出日 令和8年2月 日

氏 名 (名 称)	(フリガナ)	
住 所 (所在地)		
電話番号 (携帯電話可)	※ご意見の内容を確認するため、連絡させていただくことがあります。	
区 分 (当てはまる□に レ点を入れてくだ さい。)	<input type="checkbox"/> 村議会議員	
ご 意 見	該当箇所	内 容

注意事項

- ① ご意見は、清川村幼保小中一貫校施設整備基本計画（案）の策定に当たって参考とさせていただきます。
- ② 同じ趣旨のご意見があった場合には、とりまとめて公表することがあります。
- ③ ご意見に対し、個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ④ ご記入いただいた個人情報につきましては、清川村個人情報保護条例の規定に基づき、適切に管理します。

※ 裏面にもご意見をご記入いただけます。

	該当箇所	内 容
ご 意 見		

### ご意見の提出方法と問い合わせ先

提出期間	<p>令和8年2月3日(火)から令和8年2月13日(金)まで            ※ 郵送の場合は、末日の消印有効とします。</p>
持参の場合	<p>清川村役場4階 教育委員会事務局 学校教育課窓口へ直接提出してください。            ※ 土曜日、日曜日及び祝日は除きます。</p>
郵送、ファックス、電子メールの送付先及び問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郵送する場合  <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">郵 送 先</div> 〒243-0195                神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷 2216 番地                清川村教育委員会事務局 学校教育課</li> <li>・ ファックスで送信する場合  <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">ファックス番号</div> 046-288-1262                (送信先 清川村教育委員会事務局 学校教育課)</li> <li>・ 電子メールで送信する場合  <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">メールアドレス</div> iinkai@town.kiyokawa.kanagawa.jp                (送信先 清川村教育委員会事務局 学校教育課)</li> <li><div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">電子メールの件名</div>                清川村幼保小中一貫校施設整備基本計画(案)に関するパブリックコメント意見</li> <li>・ 問い合わせ 清川村教育委員会事務局 学校教育課                電話 046-288-1215 (直通)</li> </ul>

# 議会全員協議会資料

## 宮ヶ瀬中学校の休校について

令和8年1月19日（月）

学校教育課

## 「宮ヶ瀬中学校の休校」について

令和7年2月27日に開催した定例の教育委員会会議において、宮ヶ瀬地区の今後の児童・生徒数の推移等を考慮し、教育的観点から学校としての教育活動を続けることは困難として、令和8年4月から宮ヶ瀬中学校を休校とする方針決定をしました。

この方針決定を受けて、地域や保護者、関係する団体等の皆さまに説明会等を実施させていただき、あらためて教育委員会議会で検討した結果、令和7年12月23日に開催した定例の教育委員会会議において宮ヶ瀬中学校を令和8年4月1日から休校とすることを決定しました。

休校という決定にあたっては、児童・生徒や保護者、地域の皆様には、忍びない思いを抱きながらも、近年の情勢を踏まえて、慎重に検討した結果であり、今後も充実した学校教育の実現に向けて取り組んでまいります。

### 【通学について】

現在、宮ヶ瀬地区から路線バスを使用し、緑小学校に児童4人、緑中学校に生徒1人が通っています。引き続き安全に通学ができるよう環境整備に努めてまいります。

### 【宮ヶ瀬中学校休校関連のスケジュール】

- |      |         |                                |
|------|---------|--------------------------------|
| 令和7年 | 8月1日    | 宮ヶ瀬地区 休校に関する地元説明会を実施           |
| 同年   | 10月1日   | 「きよかわ通信」宮ヶ瀬中学校の休校について掲載        |
| 同年   | 10月、11月 | 住民懇談会でお知らせをした。                 |
| 同年   | 10月     | 県教委及び関係機関等と休校について調整開始          |
| 同年   | 12月23日  | 教育委員会議にて宮ヶ瀬中学校の休校を議決した。        |
| 令和8年 | 1月19日   | 議会全員協議会に報告                     |
|      | 3月11日   | 卒業式                            |
| 同年   | 3月25日   | 休校式                            |
| 同年   | 4月1日    | 宮ヶ瀬中学校休校を予定                    |
|      |         | *宮ヶ瀬小学校も引き続き休校。<br>(令和6年4月1日～) |

# 議会全員協議会資料

## 学校給食センターの運 営について

令和8年1月19日（月）

学校教育課

## 清川村学校給食センターの体制について

令和8年1月19日現在

No.	職 名	人 数	備 考
1	所 長	1 名	学 校 教 育 課 係 長 兼 務
2	栄 養 技 師	1 名	県 から 派 遣
3	調 理 員 ( 月 給 )	4 名 (内、令和8年1月14 日付で1名退職)	会 計 年 度 任 用 員 職
4	調 理 員 ( 時 給 )	1 名	会 計 年 度 任 用 員 職
5	事 務 員 ( 時 給 )	1 名	会 計 年 度 任 用 員 職
6	運 転 員	1 名	生 き が い 事 業 団 託 委

住所: 〒243-0112 神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2132-1

電話(FAX): 046-288-2760

令和8年度 給食実施日数予定表(案)

学期	回数 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	計	備考
		金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月		
一学期	4月	10	13	14	15	16	17	20	21	22	23	24	27	28	30									14	7日(火)始業式 *始業式から3日間給食なし
	5月	1	7	8	11	12	13	14	15	18	19	20	21	22	25	26	27	28	29					18	
	6月	1	2	3	4	5	8	9	10	11	12	15	16	17	18	19	22	23	24	25	26	29	30	22	
	7月	1	2	3	6	7	8	9	10	13	14	15												11	17日(金)終業式 *終業式まで2日間給食なし
二学期	9月	3	4	7	8	9	10	11	14	15	16	17	18	24	25	29	30							16	1日(火)始業式 *始業式から2日間給食なし 28日(月)緑小運動会振替休
	10月	1	2	5	6	7	8	9	13	14	15	16	20	21	22	23	26	27	28	29	30			20	19日(月)文化発表会振替休 日(月)緑中中文連振替休
	11月	2	4	5	6	9	10	11	12	13	16	17	18	19	20	24	25	26	27	30				19	
	12月	1	2	3	4	7	8	9	10	11	14	15	16	17	18	21	22							16	24日(木)終業式 *終業式まで2日間給食なし
三学期	1月	13	14	15	18	19	20	21	22	25	26	27	28	29										13	8日(金)始業式 *始業式から2日間給食なし
	2月	1	2	3	4	5	8	9	10	12	15	16	17	18	19	22	24	25	26					18	
	3月	1	2	3	4	5	8	9	10	11	12	15	16	17	18									14	日( )緑中卒業式 日( )清川幼稚園卒園式 19日(金)緑小卒業式 25日(木)修了式 *修了式まで3日間給食なし
*備考欄に記載の内容若しくは給食の有る、無しの変更が生じた場合は、2か月前までに給食センターへご連絡ください。																							181	合計	

\* 給食発注書は前月の10日締め切りとなります。給食数に変更する場合は、原則、前月の10日までにご連絡ください。

\* 前月10日以降の回数喫食のキャンセルは出来ませんのでご了承ください。